

雨水浸透阻害行為の許可
に関するマニュアル

令和7年6月

第1版

山梨県 県土整備部 治水課

目 次

第1章 はじめに.....	1-1
1.1 流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」.....	1-1
1.2 特定都市河川の指定及び雨水浸透阻害行為の許可.....	1-2
1.3 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？.....	1-3
1.4 用語の定義.....	1-4
第2章 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ.....	2-1
2.1 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー.....	2-1
2.2 雨水浸透阻害行為の許可申請提出書類一覧.....	2-2
第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）.....	3-1
3.1 事前相談の流れ.....	3-1
3.2 【STEP 1】 雨水浸透阻害行為に該当しますか？.....	3-3
3.3 【STEP 2】 特定都市河川流域内での行為ですか？ 開発エリアの面積が1,000m ² 以上ですか？.....	3-11
3.4 【STEP 3】 雨水浸透阻害行為の面積が1,000m ² 以上ですか？.....	3-12
第4章 申請許可について.....	4-1
4.1 申請許可の流れ.....	4-1
4.2 【参考】 調整池容量計算システム.....	4-3
4.3 【STEP 1】 行為前後の流出係数を算出.....	4-4
4.4 【STEP 2】 基準降雨を確認.....	4-5
4.5 【STEP 3】 行為前後の各時間(10分)ごと流出雨水量を算定.....	4-6
4.6 【STEP 4】 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定.....	4-7
4.6.1 浸透ますを設置する場合.....	4-8
4.6.2 調整池を設置する場合.....	4-10
4.7 【STEP 5】 技術的基準に適合することを証する書類の作成.....	4-12
4.7.1 浸透ますを設置する場合.....	4-12
4.7.2 調整池を設置する場合.....	4-13
第5章 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了並びに維持管理について.....	5-1
5.1 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了、維持管理の流れ.....	5-1
5.2 維持管理.....	5-5
第6章 チェックリスト.....	6-1
第7章 様式の記載例（事前相談から許可申請まで）.....	7-1
第8章 その他の様式（変更及び工事実施から完了まで）.....	8-1
第9章 図面の作成例.....	9-1
第10章 その他の手続き.....	10-1
10.1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく、その他の手続き.....	10-1
10.1.1 保全調整池の指定に関する事務.....	10-1
10.1.2 行為の届出の受理に関する事務.....	10-3
10.2 その他法令に基づく手続き.....	10-4
10.2.1 その他法令に基づく手続き.....	10-4

10.2.2 都市計画法に基づく開発行為に関する手続き	10-5
10.2.3 農地法に基づく農地転用に関する手続き	10-7
10.2.4 農業振興地域の整備に関する法律	10-8
第11章 改訂履歴.....	11-1

第1章 はじめに

1.1 流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」

近年、我が国では、気候変動が主な原因と思われる豪雨災害が頻発しており、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨、令和元年東日本台風、そして令和2年7月豪雨など、広域かつ想定をはるかに上回る規模の集中豪雨が発生し、災害が激甚化しており、この傾向は更に高まることが予想されています。

山梨県は、急峻な山々に囲まれているという地形的な特徴を持ち、これまでも多くの災害に見舞われてきました。こうした災害の発生状況を踏まえ、県内の各河川では、河川整備計画を策定し、治水事業が進められています。

しかしながら、近年の豪雨災害の状況を踏まえると、治水事業をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者（行政・企業・住民等）の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要となっています。

このため山梨県では、水害への総合的な防災減災対策を構築するため、河川整備の更なる進捗と河川の外における対策の推進について、流域のあらゆる関係者の意識醸成と取り組むべき方向性の共有を目的として、令和3年6月に「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定しました。

この基本方針では、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進める「流域治水」の考え方をもとに、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害の軽減・解消”を流域治水の目標として設定しています。



国土交通省水管理・国土保全局ホームページより

1.2 特定都市河川の指定及び雨水浸透阻害行為の許可

「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法」など9つの法律からなる流域治水関連法が令和3年11月1日に全面施行されました。

南アルプス市及び中央市に位置する横川流域では、「流域治水」を更に推進するため、「特定都市河川浸水被害対策法」を活用することについて横川流域治水検討会で合意し、特定都市河川及び特定都市河川流域への指定を令和7年9月に予定しています。(指定される特定都市河川及び特定都市河川流域は下図を参照)

指定により、流域内で行われる雨水浸透阻害行為(面積1,000m²以上)に対して、知事等の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。本マニュアルは、雨水浸透阻害行為の許可にあたって、必要となる手続き等についてとりまとめたものです。



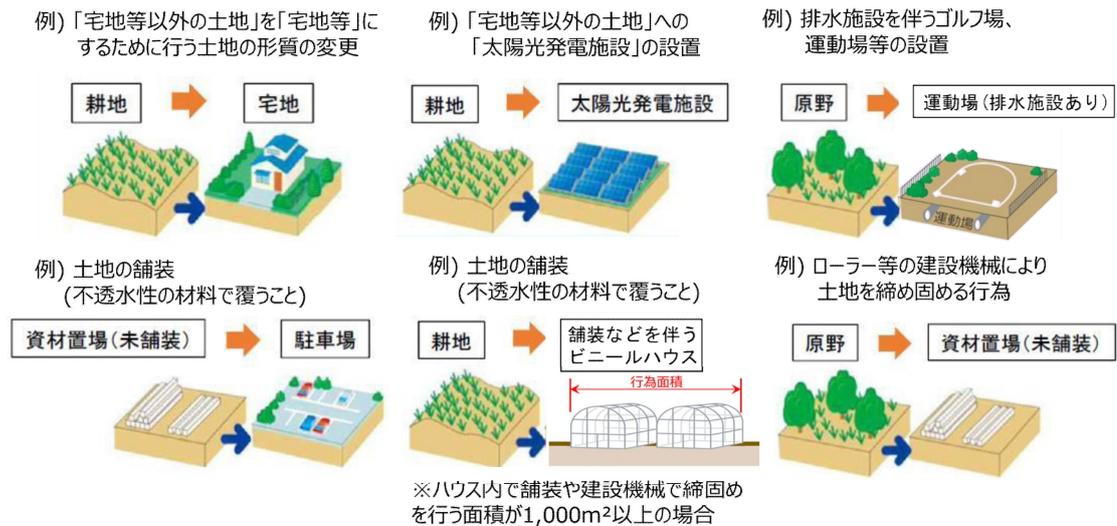
1.3 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

特定都市河川及び流域に指定されることにより、面積 1,000m²以上の雨水浸透阻害行為に対して、雨水貯留浸透施設の設置及び知事等の許可が必要になります。

雨水浸透阻害行為とは、雨水が地面に浸透するのを妨げ、流出しやすくなる行為です。開発行為などを禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるものです。

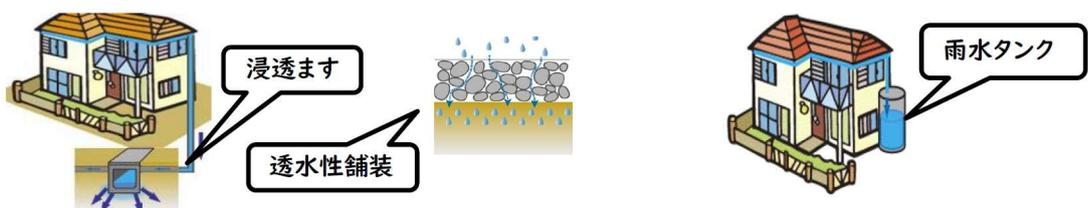
■ 雨水浸透阻害行為の例

P.3-3～P.3-4「3.2【STEP1】雨水浸透阻害行為に該当しますか？」に詳細を記載しています。



■ 雨水貯留浸透施設の例

雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。



雨水貯留浸透施設の規模は、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という）、同施行令（以下、「政令」という）及び同施行規則（以下、「省令」という）に基づき、技術的基準により定められます（以下(1)と(2)を基に、(3)により定められる）。詳細は、本マニュアルをご確認ください。

- (1) 基準降雨：雨水貯留浸透施設の規模を算定する基準となる年超過確率 1/10 の降雨(P.4-5を参照)
- (2) 流出係数：流出雨水量の降雨量に対する割合（雨水の流出しやすさ）「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）」により設定(P.3-5～P.3-10を参照)
- (3) 対策規模の算定：雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らないように設定(P.4-6を参照)

1.4 用語の定義

■ 特定都市河川

- ① 都市部を流れる河川（河川法第 3 条第 1 項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること。
- ② その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること。
- ③ 河道又は洪水調節ダムを整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難であること。

のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。[法第 2 条第 1 項]

■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第 3 条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。[法第 2 条第 2 項]

■ 雨水浸透阻害行為

雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更 [法第 30 条第 1 項第 1 号]
- ② 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うこと） [法第 30 条第 1 項第 2 号]
- ③ ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）を新設し、又は増設する行為 [法第 30 条第 1 項第 3 号、政令第 8 条]
- ④ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く） [法第 30 条第 1 項第 3 号、政令第 8 条]

■ 土地の形質の変更

土地の形質の変更とは、土地の形状と土地の性質の変更をいう。

土地の形状を変更する行為とは、造成工事等によって土地の立体的状態を変更する行為（切土、盛土または整地による土地の起伏の変更）のこと。

土地の性質の変更とは、土地利用の用途の変更のことであり、「農地」から「宅地」などに用途を変更する行為のこと。

■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいい、法では合理式により算出するものとしている。

■ 宅地等

「宅地等」とは、法第 2 条第 9 項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路のほか、政令第 1 条で定める鉄道線路、飛行場をいう。[法第 2 条第 9 項]

※各土地利用の定義は、第 3 章の土地利用の区分表に示す（P.3-5～P.3-10 を参照）。

■ 宅地等以外の土地

「宅地等以外の土地」とは、舗装された土地（舗装された土地、舗装された法面）、その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（ゴルフ場、運動場、ローラーで締め固められた土地）、前記以外の土地(山地、人工的に造成され植生に覆われた法面、林地、原野、耕地)をいう。[流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）で確認]

※各土地利用の定義は、第 3 章の土地利用の区分表に示す（P.3-5～P.3-10 を参照）。

■ 対策工事

法 30 条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。[法第 31 条第 1 項第 3 条]

■ 貯留施設

貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。

オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後にこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等

オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等

■ 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの[法第 2 条第 6 項]をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。

■ 防災調整池

雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するものをいう（法第 30 条の許可を受けて行う法第 31 条第 1 項第 3 号に規定する対策工事により設置されるものを除く）。[法第 2 条第 7 項]

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの

■ 保全調整池

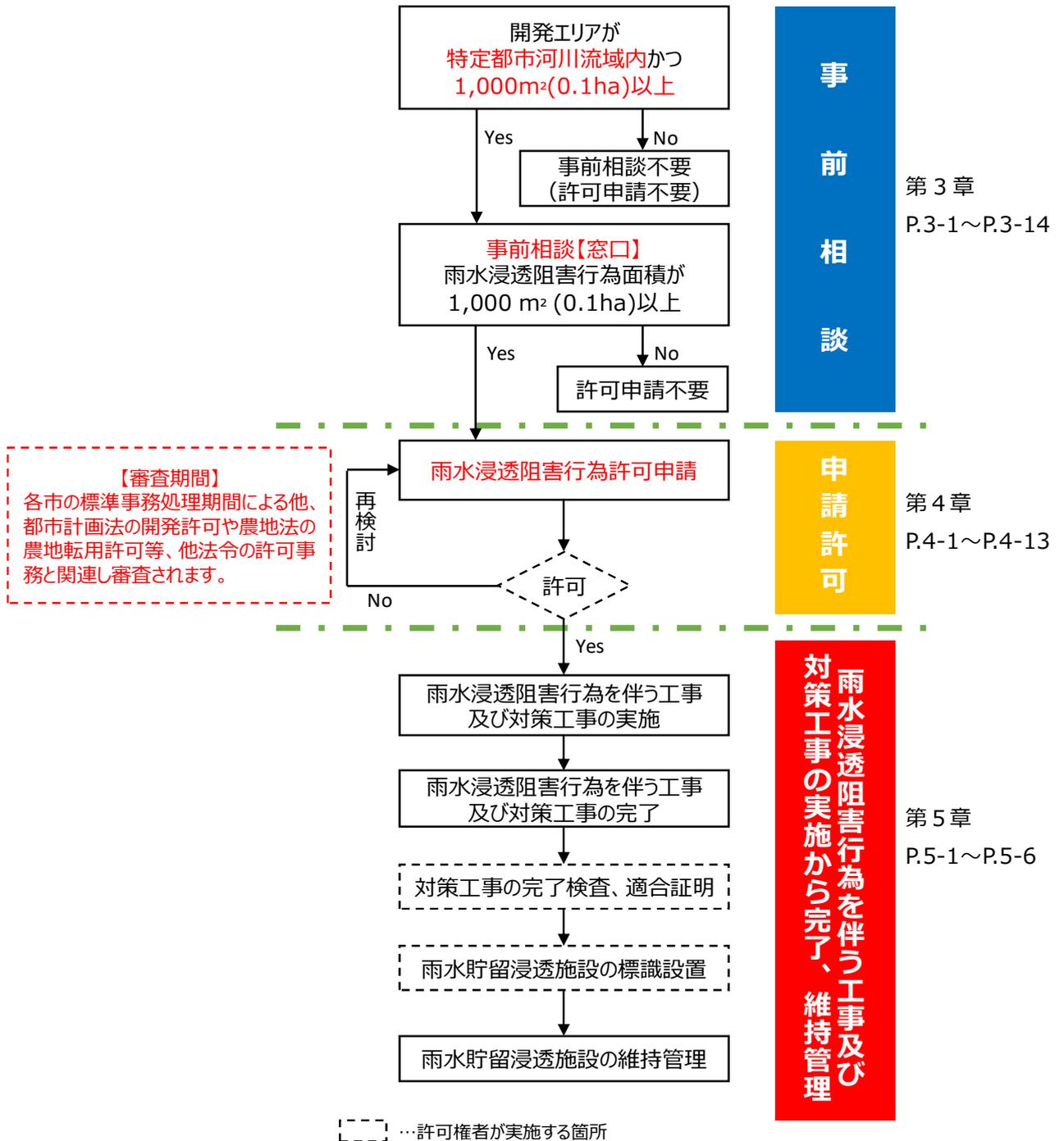
防災調整池のうち、法第 44 条第 1 項の規定により指定されるものをいい、雨水を貯留する容量が 100m^3 以上の防災調整池を都道府県知事等が指定することができる。[法第 2 条第 8 項]

なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）。

第2章 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

2.1 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合は、事前相談、許可申請等の手続きが必要になります。手続きは、事前相談や申請の事務期間が必要となりますので、十分に余裕をもってお願いします。



2.2 雨水浸透阻害行為の許可申請提出書類一覧

雨水浸透阻害行為の許可申請について作成及び提出が必要な書類は以下のとおりです。

様式については山梨県ホームページからダウンロード可能です。(右記参照)

https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/ryuikichisui/usuishintousogaikoui_kyokashinsei.html



様式名	名称	参照 ページ	事前 相談	許可 申請	工事 着手	工事 変更	工事 廃止	工事 完了	必要 時
様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	P.7-1	○						
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	P.7-2		○					
第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	P.7-3		○					
様式-2	現況土地利用図の面積集計表(行為前)	P.7-4	○	○					
様式-3	土地利用計画図の面積集計表(行為後)	P.7-4	○	○					
様式-4	行為前後の土地利用集計表	P.7-5	○	○					
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	P.7-6		○					
様式-6	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨量	P.7-7		○					
様式-7	技術的基準に適合することを証する書類	P.7-8、P.7-9		○					
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	P.7-10		○					
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	P.8-1				○			
第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	P.8-2				○			
第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	P.8-3			○				
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	P.8-4						○	
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	P.8-5					○		
別記様式第五	(損失の補償の) 裁決申請書	P.8-6							○
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	P.8-7、P.8-8							○
別記様式第七	保全調整池機能阻害行為届出書	P.8-9							○
第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	P.8-10						○	
第6号様式	雨水貯留浸透施設の標識の様式	P.7-11		○					
第7号様式	特定都市河川浸水被害対策法による命令(雨水浸透阻害行為に関するもの)の公示	P.8-11							○
第8号様式	保全調整池の標識の様式	P.8-12							○
第9号様式	貯留機能保全区域の標識の様式	P.8-12							○
第10号様式	身分証明書の様式(法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査)	P.8-13							○
第11号様式	身分証明書の様式(法第77条第1項の立入検査)	P.8-14							○
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	P.9-1	○	○					
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	P.9-2	○	○					
図面-3	現況地形図(行為前)【縮尺1/2,500以上】	P.9-3	○	○					
図面-4	土地利用計画図(行為後)【縮尺1/2,500以上】	P.9-4	○	○					
図面-5	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	P.9-5		○					
図面-6	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】	P.9-6		○					
図面-7	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状(平面図、縦断面図、横断面図) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細(流入口、放流口の構造を含む)	P.9-7		○					
資料-1	土地の登記事項を示す書類	-	○	○					
資料-2	公図の写し	-	○	○					
資料-3	現況写真(写真撮影位置図を添付)	-	○	○					
資料-4	工事工程表	-		○					
資料-5	重要事項説明書等の写し(宅地分譲の場合のみ)	-						○	

“工事変更”は、雨水浸透阻害行為を伴う工事又は対策工事又は両工事に変更になった際に作成及び提出が必要な書類です。

“工事廃止”は、雨水浸透阻害行為を伴う工事が廃止になった際に作成及び提出が必要な書類です。

“必要時”は、必要に応じて作成及び提出が必要な書類です。

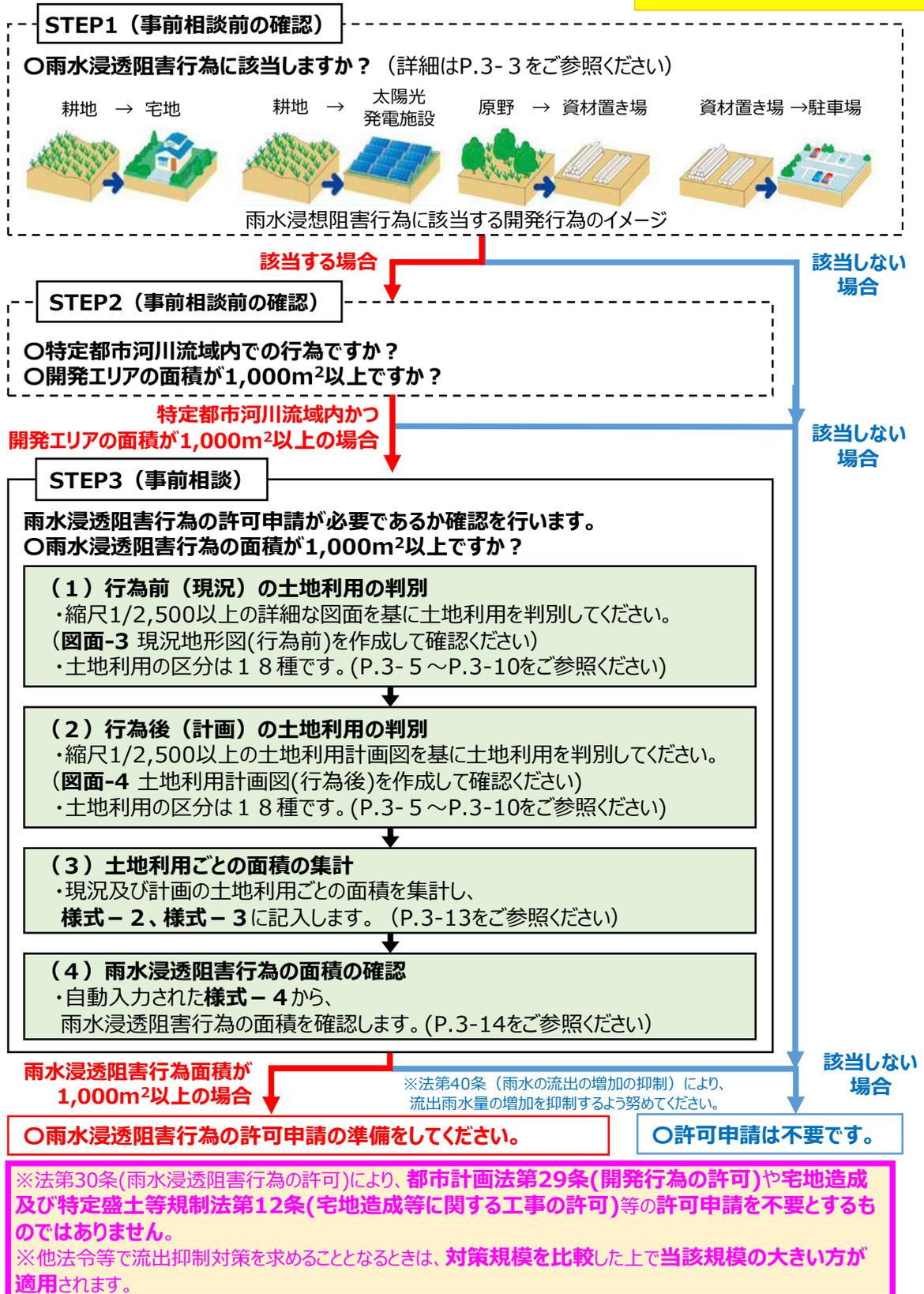
なお、書類一覧には許可権者が作成するものも含まれます。

第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）

3.1 事前相談の流れ

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかは以降のステップで確認しますが、考え方は次のとおりです。

確認ポイント！
このフローで申請の可否をチェック



第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）

事前相談時の提出書類一覧

様式名	名称	参照 ページ	事前 相談	許可 申請	工事 着手	工事 変更	工事 廃止	工事 完了	必要 時
様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	P.7-1	○						
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	P.7-2		○					
第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	P.7-3		○					
様式-2	現況土地利用図の面積集計表（行為前）	P.7-4	○	○					
様式-3	土地利用計画図の面積集計表（行為後）	P.7-4	○	○					
様式-4	行為前後の土地利用集計表	P.7-5	○	○					
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	P.7-6		○					
様式-6	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量	P.7-7		○					
様式-7	技術的基準に適合することを証する書類	P.7-8、P.7-9		○					
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	P.7-10		○					
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	P.8-1				○			
第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	P.8-2				○			
第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	P.8-3			○				
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	P.8-4						○	
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	P.8-5					○		
別記様式第五	（損失の補償の） 裁決申請書	P.8-6							○
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	P.8-7、P.8-8							○
別記様式第七	保全調整池機能阻害行為届出書	P.8-9							○
第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	P.8-10						○	
第6号様式	雨水貯留浸透施設の標識の様式	P.7-11		○					
第7号様式	特定都市河川浸水被害対策法による命令（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示	P.8-11							○
第8号様式	保全調整池の標識の様式	P.8-12							○
第9号様式	貯留機能保全区域の標識の様式	P.8-12							○
第10号様式	身分証明書の様式（法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査）	P.8-13							○
第11号様式	身分証明書の様式（法第77条第1項の立入検査）	P.8-14							○
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	P.9-1	○	○					
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	P.9-2	○	○					
図面-3	現況地形図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	P.9-3	○	○					
図面-4	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	P.9-4	○	○					
図面-5	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	P.9-5		○					
図面-6	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】	P.9-6		○					
図面-7	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状(平面図、縦断面図、横断面図) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細(流入口、放流口の構造を含む)	P.9-7		○					
資料-1	土地の登記事項を示す書類	-	○	○					
資料-2	公図の写し	-	○	○					
資料-3	現況写真（写真撮影位置図を添付）	-	○	○					
資料-4	工事工程表	-		○					
資料-5	重要事項説明書等の写し（宅地分譲の場合のみ）	-						○	
…事前相談時に必要がない書類									

3.2 【STEP 1】雨水浸透阻害行為に該当しますか？

流出雨水量を増大させるおそれのある「雨水浸透阻害行為」とは、雨水が流出しにくい山地、林地、耕地やローラー等の建設機械を用いて締め固められていない土地等、宅地等以外の土地において行われる行為です。以下に示す【雨水浸透阻害行為の該当早見表】【雨水浸透阻害行為の許可可否に係るケーススタディ】を参考に、事業エリアが該当するか確認が必要です。

【雨水浸透阻害行為の該当早見表】

確認ポイント！ この早見表で雨水浸透阻害行為に該当するかチェック		行為後の計画土地利用				
		① 宅地等 ※1	② 舗装 コンクリート	③ ゴルフ場 運動場 ※2	④ 締め固め られた土地 ※3	⑤ 山地、林地 耕地、原野 ※4
行為前の 現況 土地利用	① 宅地等 ※1	該当しない			該当しない	
	② 舗装、コンクリート	該当しない				
	③ ゴルフ場 運動場 ※2	該当 (法第30条 第1号)	該当 (法第30条 第2号)	該当しない		
	④ 締め固め られた土地 ※3			該当 (政令第8条 第1号)		
	⑤ 山地、林地 耕地、原野 ※4			該当 (政令第8条 第2号)		

※1 宅地、池沼・水路・ため池、道路、鉄道線路、飛行場

※2 雨水を排除するための**排水施設を伴うもの**に限る。

※3 未舗装の資材置き場、未舗装の駐車場、鉄道の操車場等、**目的を持って建設機械等で締め固められた土地**

※4 山地、人工植生法面、林地・耕地・原野・ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地

例えば（早見表の見方）

⑤建設機械で締め固められていない土地を、①宅地等、②舗装、③排水施設伴う運動場、④建設機械等で締め固める土地にする場合は、雨水浸透阻害行為に該当します。

【雨水浸透阻害行為の許可可否に係るケーススタディ】

ケース	該当	理由
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する。	○	土地を締め固める行為に該当する。
未舗装駐車場を舗装する。	○	締め固められた土地での舗装に該当する。
公共事業として農林地等において舗装を行う。	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）。
農地の底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする。	○	土地の舗装に該当する。
山地や耕地に太陽光発電施設を設置する。	○	土地の宅地化に該当する。
営農型の太陽光発電施設を設置する。	○	支柱と基礎に該当する部分は、土地の宅地化に該当する。
開発面積は 1,500m ² だが、雨水浸透阻害行為の面積は 1,000m ² 未満の場合	×	雨水浸透阻害行為の面積が 1,000m ² 未満は申請対象外
田へ盛土し、田面のかさ上げや畑とする。	×	田、畑ともに「耕地」であり、土地利用の変更がない。
ため池を埋め立てて、宅地として造成する。	×	ため池は「宅地等」に含まれる。
未舗装道路を舗装する。	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる。
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する。	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する。
農業用ビニールハウスを設置する（内部は未舗装）	×	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当する。

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する。

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない。

第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）

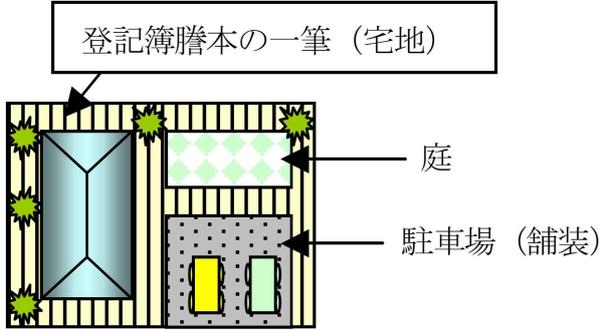
なお、雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為を指します。

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲		関係条文
許可を要しない雨水浸透阻害行為	(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
	1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
	a) 農地を保全する行為	
	イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
	ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
	ハ) 地表面を全体的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
	ニ) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	b) 林地を保全する行為	
	イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築	
	ロ) 作業道の開設	
	ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全体的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）	
	ニ) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
	2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	令第7条第3号	
4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）		
(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書	
— (3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い		
流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文	

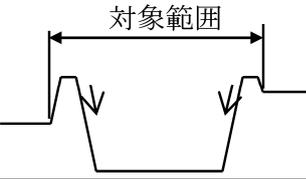
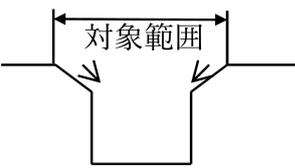
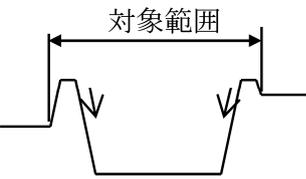
出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月（Ver.1.1）
https://www.jice.or.jp/cms/kokudo/pdf/tech/material/tokuteitoshiv1_1_all.pdf

流出雨水量の算定には、次表に示す土地利用の形態に応じて定められる流出係数を用います。これに該当する土地利用がない場合は、雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験により得られた値を用いることができます。

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
宅地等	宅地	0.90	<p>【定義】 次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ）の用に供するための土地をいう。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況において、建物の用に供している土地 ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地 ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地 <p>【判別方法(例)】 課税地目で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する（証明書等添付）。</p> <p>なお、太陽光発電施設は宅地と分類する。（営農型太陽光発電施設の場合は、支柱と基礎に該当する部分を宅地と分類する。）</p> <p>【留意事項】 宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。（屋根、庭、駐車場（舗装）などを含めて「宅地」とする。）</p> 

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
宅地等	池沼	1.00	<p>【定義】 常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する（証明書等添付）。</p> <p>【留意事項】 池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。</p> 
	水路	1.00	<p>【定義】 常時又は一時的に水面を有する水路をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 土地登記簿謄本で「運河用地」「用悪水路」「井溝」と表示されている土地は水路と判断する（証明書等添付）。</p> <p>【留意事項】 水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。</p> 
	ため池	1.00	<p>【定義】 常時又は一時的に水面を有するため池をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する（証明書等添付）。</p> <p>【留意事項】 ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。</p> 

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
宅地等	道路 (法面なし)	0.90	<p>【定義】 一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。</p> <p>【判別方法(例)】 土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する（道路法による道路であるか否かは問わない）（証明書等添付）。</p> <p>【留意事項】 道路用地は路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹林、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要</p> 
	道路 (法面あり)	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする）の面積により加重平均して算出される値	
	鉄道線路 (法面なし)	0.90	<p>【定義】 鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。</p> <p>【判別方法(例)】 現況の地形図における土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】 鉄道用地は駅舎、付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要</p>
	鉄道線路 (法面あり)	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする）の面積により加重平均して算出される値	

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
宅地等	飛行場 (法面なし)	0.90	<p>【定義】 飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む）をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 現況の地形図における土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p>
	飛行場 (法面あり)	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする）の面積により加重平均して算出される値	<p>【留意事項】 飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要</p>
舗装された土地	舗装された土地	0.95	<p>【定義】 コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地（法面は含まず）をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】 特になし。</p>
	舗装された法面	1.00	<p>【定義】 道路等の法面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】 特になし。</p>

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
その土地からの流出雨水	ゴルフ場 （雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	0.50	<p>【定義】</p> <p>排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。</p> <p>【判別方法(例)】</p> <p>現況の土地利用と排水平面図等から判断する。</p> <p>【留意事項】</p> <p>①雨水を排水するための排水施設がない場合は、この区分の対象とならない。</p> <p>②ゴルフ場敷地、グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。</p>
水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	運動場 （雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	0.80	<p>【定義】</p> <p>運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。</p> <p>【判別方法(例)】</p> <p>現況の地形図の土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）</p> <p>【留意事項】</p> <p>①雨水を排水するための排水施設がない場合は、この区分の対象とならない。</p> <p>②ゴルフ場敷地、グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。</p>
その土地	ローラー等で締め固められた土地	0.50	<p>【定義】</p> <p>運動場、未舗装の資材置き場、未舗装の駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に、建設機械等で締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。</p> <p>ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。</p> <p>【判別方法(例)】</p> <p>現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。</p>

○土地利用の区分表

種別	土地利用	流出係数	備考
上記以外の土地	山地	0.30	<p>【定義】 平均勾配が10%以上の土地をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 他の土地利用形態以外の土地で平均勾配10%以上の土地</p> <p>【留意事項】 平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定し、その斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。</p>
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	<p>【定義】 人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】 特になし。</p>
	林地 原野 耕地	0.20	<p>・林地、原野</p> <p>【定義】 平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 他の土地利用形態以外の土地で平均勾配10%未満の土地</p> <p>【留意事項】 平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定し、その斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出して判断する。</p> <p>・耕地</p> <p>【定義】 耕作の目的に供される土地（水田（かんがい中であるか否かを問わない）を含む）をいう。</p> <p>【判別方法(例)】 ・土地登記簿謄本で「田」「畑」と表示されている土地であるものは耕地と判断する（証明書等添付）。 ・上記で判断できない場合は地形図の土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。</p> <p>【留意事項】 特になし</p>

3.3 【STEP 2】特定都市河川流域内での行為ですか？

開発エリアの面積が 1,000m² 以上ですか？

山梨県のホームページにアクセスして、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲を確認してください。

確認ポイント！

山梨県ホームページにより開発行為の箇所が特定都市河川流域内に含まれているかチェック

○ 山梨県ホームページにアクセス
【確認方法】PDFファイルデータによる確認



「特定都市河川に係る雨水浸透阻害行為の許可申請について」(右記QRコード参照)
https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/ryuikichisui/usuishintousogaikoui_kyokashinsei.html

特定都市河川の指定範囲

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲については、以下のとおりです。

流域名	指定日	特定都市河川	特定都市河川流域	特定都市河川流域 詳細
横川流域（横川・八糸川・西川・清水川・油川）	R7.9 (予定)	PDF 区間表 (PDF F: 43KB)	PDF 流域図 (PDF: 1,424KB)	PDF 流域詳細図 (PDF F: 15,068KB)

特定都市河川流域界の境界を示す流域詳細図は、縮尺1/2,500の図面PDFデータを確認可能です。

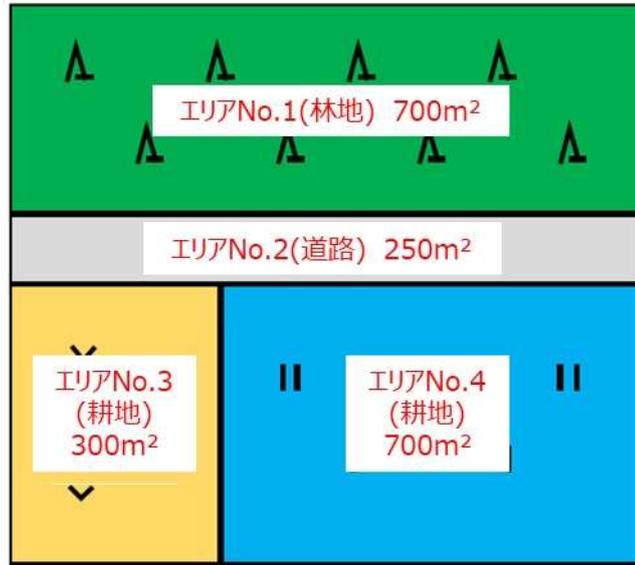
図郭2

3.4 【STEP 3】雨水浸透阻害行為の面積が1,000m²以上ですか？

雨水浸透阻害行為の面積が1,000m²以上であるか確認するケーススタディを示します。

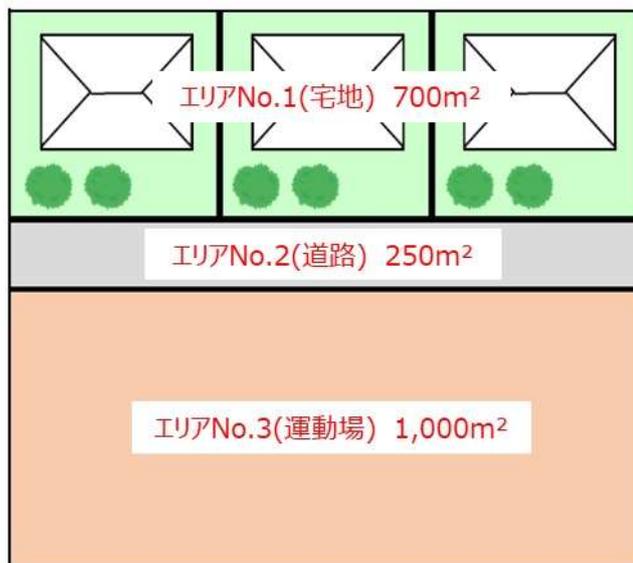
(1) 行為前（現況）の土地利用の判別

行為前（現況）の土地利用を判別します。当ケーススタディでは、林地、道路、耕地(畑、水田)とします。



(2) 行為後（計画）の土地利用の判別

行為後（計画）の土地利用を判別します。当ケーススタディでは、宅地、道路、運動場とします。



第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）

(3) 土地利用ごとの面積の集計（様式－2、3）

行為前（現況）の土地利用を様式-2に、行為後（計画）の土地利用を様式-3に入力します。（P.7-4の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。）

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式－2】（赤字が手入力箇所）

現況土地利用図の面積集計表（行為前）

様式－2

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 路(法面を有しないに限る。)	鉄道線 路(法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た土地 (法面 を除く)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た法面	ゴルフ 場(雨 水を排 除する ための 排水施 設を伴 うもの)	運動場 その他 これに 類する 施設 (雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに限る)	ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い て締め られた 土地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い ていな い土地
1																		0.0700
2					0.0250													
3																		0.0300
4																		0.0700
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1700
小計2	0.0250										0.0000		0.0000			0.1700		
合計											0.1950							

(単位：ha)

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式－3】（赤字が手入力箇所）

土地利用計画図の面積集計表（行為後）

様式－3

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 路(法面を有しないに限る。)	鉄道線 路(法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た土地 (法面 を除く)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た法面	ゴルフ 場(雨 水を排 除する ための 排水施 設を伴 うもの)	運動場 その他 これに 類する 施設 (雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに限る)	ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い て締め られた 土地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い ていな い土地
1	0.0700																	
2					0.0250													
3													0.1000					
小計1	0.0700	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2	0.0950										0.0000		0.1000			0.0000		
合計											0.1950							

(単位：ha)

第3章 事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？）

（4）雨水浸透阻害行為の前後の土地利用集計（様式－4）

様式-2と様式-3に土地利用の面積を入力すると、自動的に様式-4に反映されます。

様式-4で、雨水浸透阻害行為の面積が 1,000m² (0.1ha) 以上と確認できた場合は、雨水浸透阻害行為許可申請が必要となります。（P.7-5 の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。）

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式－4】（自動計算）

行為前後の土地利用集計表

様式－4

土地利用区分		①欄 様式-2 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-3 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積 (ha)	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		様式-2 小計1の欄	様式-3 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当		
宅 地 等	宅 地	0.0000	0.0700	0.0700	0.0700	0.9	宅地等の区分同士の増減は対象としない。
	池 沼	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	水 路	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	た め 池	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	道路（法面を有しないものに限る。）	0.0250	0.0250	0.0000		0.9	
	道路（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		0.9	
	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
	飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		0.9	
	飛行場（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
小 計	0.0250	0.0950	0.0700	0.0700			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.0000	0.0000	0.0000		0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		1	
小 計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000			
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	0.0000	0.0000	0.0000		0.5	
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000	0.8	
小 計	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000		0.5	
上記に掲げる土地以外の土地	山 地	0.0000	0.0000	0.0000		0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.1700	0.0000	-0.1700		0.2	
小 計	0.1700	0.0000	-0.1700				
合 計		0.1950	0.1950	0.0000	0.1700		

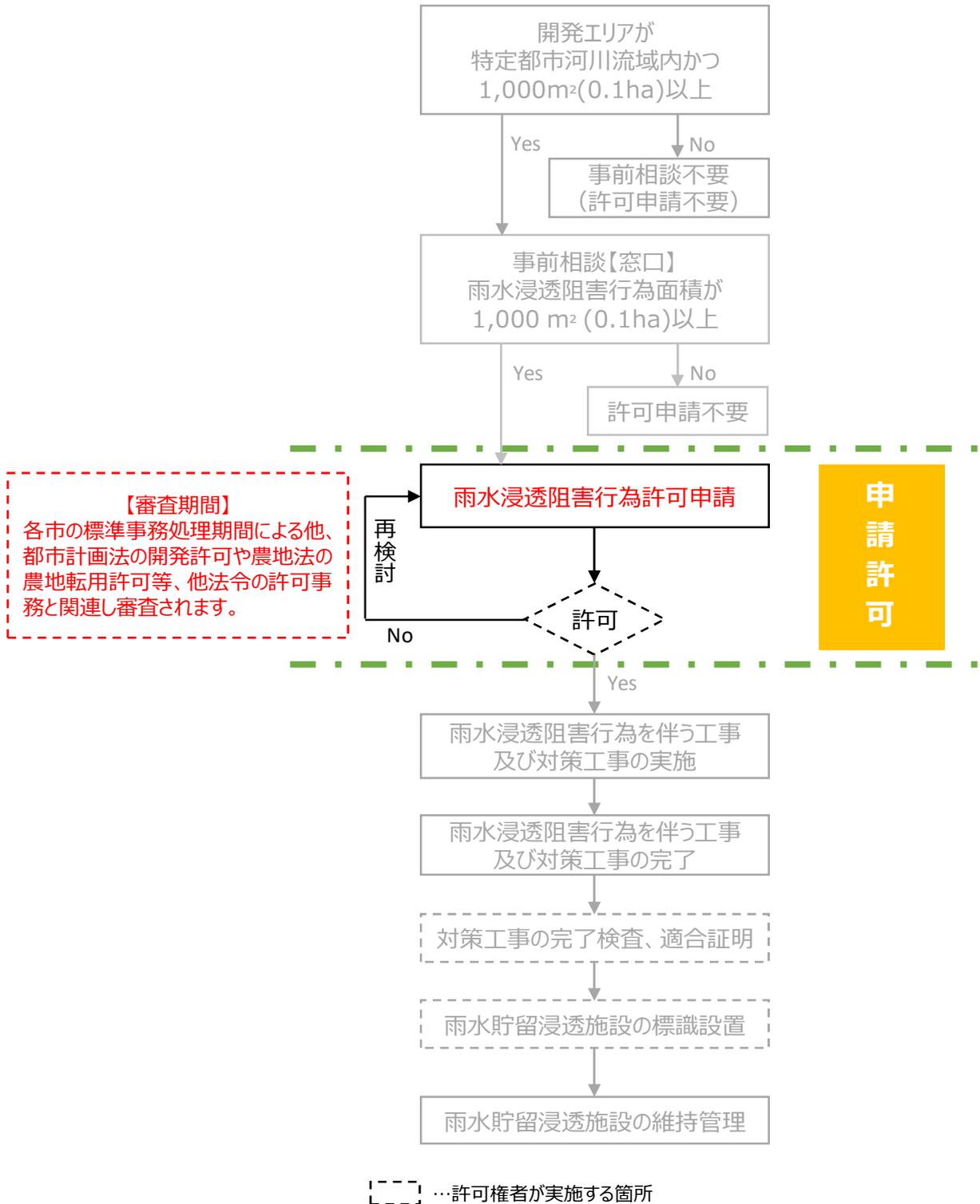
④欄の合計 ha
0.1ha (1,000m²) 以上の場合、申請の対象

確認ポイント！
雨水浸透阻害行為の当該面積が、様式－4の中で自動的に算定され、その面積が0.1ha 以上の場合は許可申請の対象となります。

第4章 申請許可について

4.1 申請許可の流れ

事前相談において雨水浸透阻害面積が 1,000 m² (0.1ha) 以上であることが確認された場合は、許可申請の対象となります。



許可申請時の提出書類一覧

様式名	名称	参照 ページ	事前 相談	許可 申請	工事 着手	工事 変更	工事 廃止	工事 完了	必要 時
様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	P.7-1	○						
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	P.7-2		○					
第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	P.7-3		○					
様式-2	現況土地利用図の面積集計表（行為前）	P.7-4	○	○					
様式-3	土地利用計画図の面積集計表（行為後）	P.7-4	○	○					
様式-4	行為前後の土地利用集計表	P.7-5	○	○					
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	P.7-6		○					
様式-6	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨量	P.7-7		○					
様式-7	技術的基準に適合することを証する書類	P.7-8、P.7-9		○					
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	P.7-10		○					
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	P.8-1				○			
第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	P.8-2				○			
第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	P.8-3			○				
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	P.8-4						○	
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	P.8-5					○		
別記様式第五	（損失の補償の）裁決申請書	P.8-6							○
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	P.8-7、P.8-8							○
別記様式第七	保全調整池機能阻害行為届出書	P.8-9							○
第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	P.8-10						○	
第6号様式	雨水貯留浸透施設の標識の様式	P.7-11		○					
第7号様式	特定都市河川浸水被害対策法による命令（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示	P.8-11							○
第8号様式	保全調整池の標識の様式	P.8-12							○
第9号様式	貯留機能保全区域の標識の様式	P.8-12							○
第10号様式	身分証明書の様式（法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査）	P.8-13							○
第11号様式	身分証明書の様式（法第77条第1項の立入検査）	P.8-14							○
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	P.9-1	○	○					
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	P.9-2	○	○					
図面-3	現況地形図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	P.9-3	○	○					
図面-4	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	P.9-4	○	○					
図面-5	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	P.9-5		○					
図面-6	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】	P.9-6		○					
図面-7	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（平面図、縦断面、横断面） 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（流入口、放流口の構造を含む）	P.9-7		○					
資料-1	土地の登記事項を示す書類	-	○	○					
資料-2	公図の写し	-	○	○					
資料-3	現況写真（写真撮影位置図を添付）	-	○	○					
資料-4	工事工程表	-		○					
資料-5	重要事項説明書等の写し（宅地分譲の場合のみ）	-						○	
…許可申請に必要がない書類									

4.2 【参考】調整池容量計算システム

対策工事の計画が、政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の作成にあたり、「調整池容量計算システム（Excel ファイル）」を利用することができます。

調整池容量計算システムは、国土交通省が、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算で算出するために提供したものです。

システムを使用される前に必ずユーザーズマニュアル（国土交通省のホームページ）をご参照ください。また、技術的サポートなど各種サポートについては、対応しておりませんのであらかじめご了承ください。
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

水管理・国土保全

水管理・国土保全トップ > 河川 > ダム・砂防・海岸 > 水資源 > 下水道 > 防災 > 環境 > 利用・国際 > 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 指針・マニュアル・ガイドライン等 > 調整池容量計算システム

調整池容量計算システム

貯留池容量計算システムでは、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができます。雨水貯留浸透施設の必要容量等の概算を行う際の参考資料としてご活用ください。

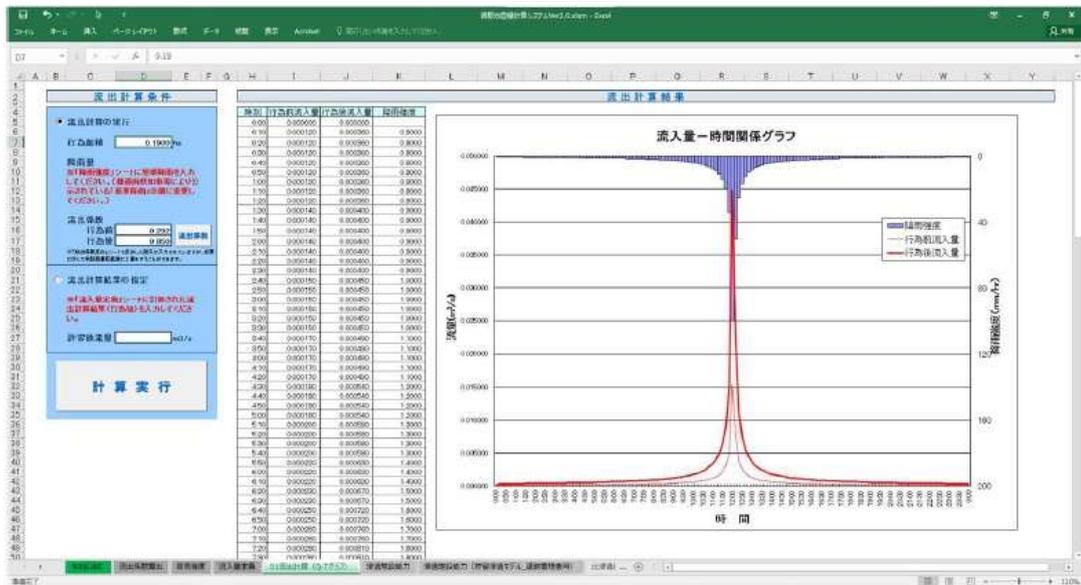
※システムの機能を改善し、Ver2.1としてリリースしました。

- [調整池容量計算システムVer2.1 ダウンロード](#) NEW!
- [許可申請図書様式集](#)
- [ユーザーズマニュアルVer2.1 \(PDF:8.31MB\)](#) NEW!
- [調整池容量計算の解説～検討フローとExcel操作～ \(PDF:1.78MB\)](#) NEW!

注意事項

- 技術的サポートなど各種サポートについては、行うことが出来ませんので予めご了承ください。
- システムを使用される前に必ずユーザーズマニュアルをご参照下さい。

調整池容量計算システム（国交省 Excel ファイル）のイメージ



なお、以下リンクの県ホームページから特定都市河川流域ごとの基準降雨が入力された調整池容量計算システムをダウンロード可能です。（右記参照）

https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/ryuikichisui/usuishintousogaikou_kyokashinsei.html



4.3 【STEP 1】行為前後の流出係数を算出

「様式-2 現況土地利用図の面積集計表（行為前）」及び「様式-3 土地利用計画図の面積集計表（行為後）」を入力すると、自動的に「様式-5 雨水浸水阻害行為前後の平均流出係数」で流出係数が算出されます。（P.7-6の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。）

- ※ 調整池容量計算システムの利用を考慮し、単位は「ha」としております。
- ※ 流出係数は平成16年国土交通省告示第521号によるものとします。

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式-5】（自動計算）

様式-5

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所：●市●字●番、●番
 行為面積 0.1700 ha
 行為前後の土地利用区分

区分		土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.0700
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.0250	0.0250
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		宅地等以外の土地	関第2連号	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95
不浸透性材料により覆われた法面	1.00			0.0000	0.0000
第3号関連	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.50	0.0000	0.0000
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.80	0.0000	0.1000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50	0.0000	0.0000
土第3記以外に1の掲号土げか地るら	山地		0.30	0.0000	0.0000
	人工的に造成され植生に覆われた法面		0.40	0.0000	0.0000
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.1700	0.0000	
その他					
面積計				0.1950	0.1950
平均流出係数				0.290	0.849

ここで示す面積の合計値が、様式-2及び様式-3の面積の合計値を同じ値となることを確認してください

4.4 【STEP 2】基準降雨を確認

基準降雨（公示）は、山梨県公報に記載しております。

調整池容量計算システムを利用する場合は、県ホームページから横川流域の基準降雨が入力された調整池容量計算システムの Excel ファイルをダウンロードし利用することができます。

※ 下表は横川流域（南アルプス市及び中央市）の基準降雨です。

横川流域の降雨強度データ（国交省 Excel ファイル）

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	3.0302	6	0-10	4.6384	12	0-10	48.9488	18	0-10	4.5228
	10-20	3.0562		10-20	4.7200		10-20	28.9951		10-20	4.4498
	20-30	3.0828		20-30	4.8055		20-30	21.9732		20-30	4.3799
	30-40	3.1100		30-40	4.8953		30-40	18.1697		30-40	4.3129
	40-50	3.1379		40-50	4.9897		40-50	15.7213		40-50	4.2485
	50-60	3.1664		50-60	5.0890		50-60	13.9870		50-60	4.1866
1	0-10	3.1956	7	0-10	5.1938	13	0-10	12.6811	19	0-10	4.1270
	10-20	3.2256		10-20	5.3046		10-20	11.6548		10-20	4.0696
	20-30	3.2563		20-30	5.4218		20-30	10.8225		20-30	4.0143
	30-40	3.2879		30-40	5.5462		30-40	10.1310		30-40	3.9610
	40-50	3.3202		40-50	5.6785		40-50	9.5454		40-50	3.9095
	50-60	3.3534		50-60	5.8195		50-60	9.0417		50-60	3.8598
2	0-10	3.3875	8	0-10	5.9702	14	0-10	8.6028	20	0-10	3.8117
	10-20	3.4225		10-20	6.1317		10-20	8.2162		10-20	3.7651
	20-30	3.4586		20-30	6.3053		20-30	7.8725		20-30	3.7201
	30-40	3.4956		30-40	6.4927		30-40	7.5645		30-40	3.6764
	40-50	3.5337		40-50	6.6956		40-50	7.2865		40-50	3.6341
	50-60	3.5730		50-60	6.9162		50-60	7.0340		50-60	3.5931
3	0-10	3.6134	9	0-10	7.1573	15	0-10	6.8035	21	0-10	3.5532
	10-20	3.6551		10-20	7.4220		10-20	6.5921		10-20	3.5145
	20-30	3.6981		20-30	7.7144		20-30	6.3972		20-30	3.4770
	30-40	3.7424		30-40	8.0395		30-40	6.2169		30-40	3.4404
	40-50	3.7882		40-50	8.4036		40-50	6.0495		40-50	3.4049
	50-60	3.8355		50-60	8.8150		50-60	5.8935		50-60	3.3703
4	0-10	3.8844	10	0-10	9.2845	16	0-10	5.7478	22	0-10	3.3367
	10-20	3.9350		10-20	9.8267		10-20	5.6113		10-20	3.3039
	20-30	3.9874		20-30	10.4616		20-30	5.4831		20-30	3.2720
	30-40	4.0417		30-40	11.2182		30-40	5.3624		30-40	3.2409
	40-50	4.0980		40-50	12.1393		40-50	5.2484		40-50	3.2105
	50-60	4.1565		50-60	13.2918		50-60	5.1407		50-60	3.1809
5	0-10	4.2172	11	0-10	14.7874	17	0-10	5.0387	23	0-10	3.1520
	10-20	4.2803		10-20	16.8290		10-20	4.9419		10-20	3.1239
	20-30	4.3460		20-30	19.8346		20-30	4.8499		20-30	3.0963
	30-40	4.4145		30-40	24.8508		30-40	4.7623		30-40	3.0694
	40-50	4.4859		40-50	35.6591		40-50	4.6788		40-50	3.0431
	50-60	4.5605		50-60	112.4645		50-60	4.5990		50-60	3.0174

※ 省令第21条第2項

前項の基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとする。

※ 降雨強度値

ある定められた時間に測定された降水量を1時間あたりに換算したものであり、単位は mm/h

4.5 【STEP 3】行為前後の各時間(10分)ごと流出雨水量を算定

- ① 「様式-2 現況土地利用図の面積集計表(行為前)」及び「様式-3 土地利用計画図の面積集計表(行為後)」に入力すると、自動的に様式-6が算定されます。
 雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量を様式-6でご確認ください。(P.7-7の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。)

山梨県様式(県 Excel ファイル)のイメージ【様式-6】(自動計算)

様式-6

雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量(m³/s)
 f: 流出係数(様式-5より)
 r: 最大降雨強度(10分間)(mm/h)(横川流域基準降雨より)
 A: 集水面積(ha)(様式-5より)

① 行為前の最大流出雨水量

$$Q = 1/360 \times 0.290 \times 112.46 \times 0.1950 = 0.01767 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大流出雨水量

$$Q = 1/360 \times 0.849 \times 112.46 \times 0.1950 = 0.05172 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって、

$$0.05172 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01767 \text{ m}^3/\text{s} = 0.03405 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.03405 m³/s分をカットする対策が必要

- ② 流出雨水量の最大値の確認

「調整池容量計算システム」を使用し、「様式-5 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数」の行為前と行為後の面積を[流出係数算出]シートに入力すると、[01 流出計算(Q-T グラフ)]シートにグラフが作成されます。

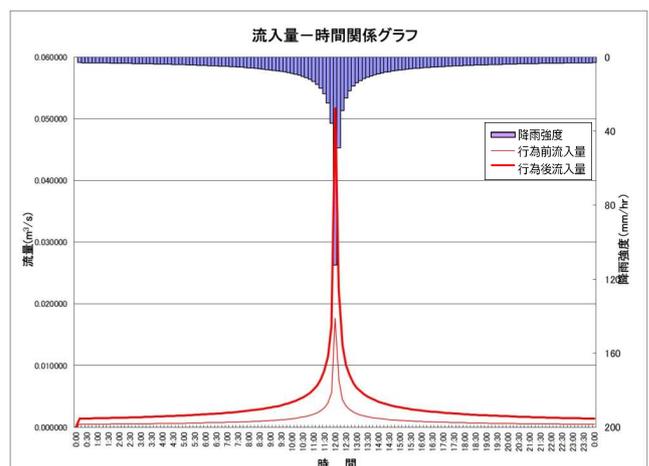
計算結果が、様式-6の最大流出雨量(行為前後)と同じか確認してください。

行為前後の流出雨水量データ(国交省 Excel ファイル)

時刻	行為前流入量	行為後流入量	降雨強度
0:00	0.000000	0.000000	
0:10	0.000480	0.001390	3.0302
0:20	0.000480	0.001410	3.0562
0:30	0.000480	0.001420	3.0828
0:40	0.000490	0.001430	3.1100
0:50	0.000490	0.001440	3.1379
1:00	0.000500	0.001460	3.1664
1:10	0.000500	0.001470	3.1956
S			
11:30	0.003120	0.009120	19.8346
11:40	0.003900	0.011430	24.8508
11:50	0.005600	0.016400	35.6591
12:00	0.017670	0.051720	112.4645
12:10	0.007690	0.022510	48.9488
12:20	0.004550	0.013330	28.9951

「調整池容量計算システム」(国交省 Excel ファイル)で算定された行為前、行為後の流入量と様式-6の行為前後の最大流出雨量が同じ値になっているか確認してください。

行為前後の流出雨水量のグラフ(国交省 Excel ファイル)



4.6 【STEP 4】対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定

雨水貯留浸透対策工事には、調整池による貯留施設のほか、透水性舗装等の浸透施設、貯留施設と浸透施設を併用する方式があります。

<対策工法 構造及び設備>

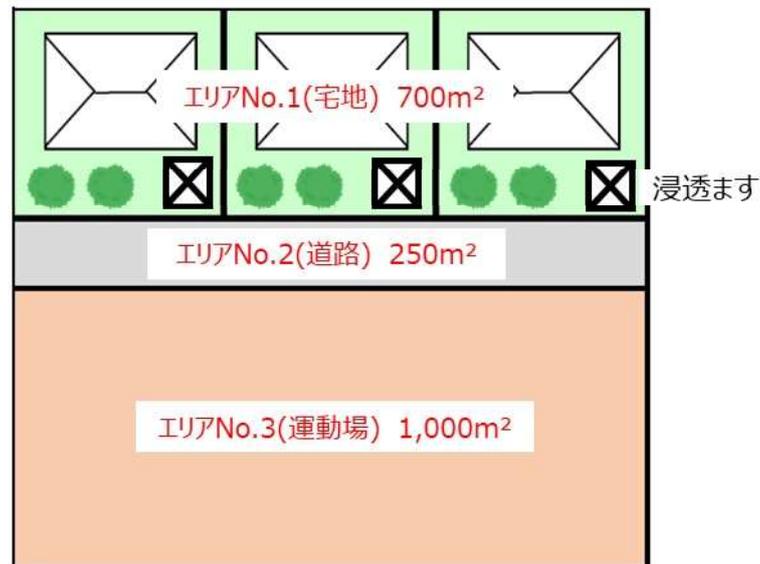
雨水貯留浸透施設の構造型式に関しては、一般的に考えられる分類について、「増補改訂流域貯留施設等技術指針(案)」(令和3年2月公益社団法人雨水貯留浸透技術協会)で示されています。そのうち、「調整池容量計算システム」で計算可能な施設は、下表に示す透水性舗装、浸透側溝及び浸透トレンチ、浸透ます、調整池となっています。

浸透施設を対策工事として見込むときは、浸透施設的能力を評価した上で、これを低減可能流量に換算し、基準降雨から算定される流出雨水量から控除することになります。

分類	対策施設	機能	イメージ
貯留施設	調整池	調整池とは、集中豪雨等の大雨が降った際、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出を抑制する施設で、調整池に貯められた雨水は調整されながら河川に徐々に流れるため、河川へ流出する水量を調整できる仕組みになっています。	
浸透施設	透水性舗装	駐車場やアプローチ部において、透水性アスファルト、透水性コンクリートや透水性ブロック等の空隙を有する材料を用い、本体及び目地を通して雨水を地中に浸透させる施設	
	浸透側溝	道路部や駐車場、建築外構において、特殊技法の配合による浸透性のコンクリートを用い、集水した雨水を直接その側面及び底面から浸透させる施設	
	浸透トレンチ	側面に浸透孔を設けたもの又は有孔性の材料で造られた管で、その周囲を碎石等で覆い、集水した雨水を地中に浸透させる施設	
	浸透ます	浸透性ますの底面及び側面を碎石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させる施設	

4.6.1 浸透ますを設置する場合

対策工事によって、行為前流出雨水量最大値まで抑制可能なこと確認します。下図に示すように、雨水浸透施設（浸透ます）を設置する場合の例です。



様式-6 例示では、行為前最大流出雨水量が $Q=0.01767\text{m}^3/\text{s}$ に対して、行為後最大流出雨水量は $Q=0.05172\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

雨水浸透施設としては、行為後と行為前の差分の $Q=0.03405\text{m}^3/\text{s}$ 分をカットする規模の対策が必要となります。（施設の設置により、行為前の $Q=0.01767\text{m}^3/\text{s}$ 以下に放流量を抑えることが必要です。）

それを証明する資料が、「様式-7 技術的基準に適合することを証する書類」となります。

調整池容量計算システム（国交省 Excel ファイル）使用（シート名：浸透施設能力）

③ 浸透施設能力算定結果

浸透マス	+	浸透トレンチ	+	透水性舗装	+	その他	=	浸透施設能力算定結果
143.79		0.00		0.00		0.00	=	143.79 m ³ /hr
								= 0.03994 m ³ /s

（国交省 Excel ファイルに於ける全量浸透施設の浸透係数：73.742957 mm/h）

① 実行設定

【浸透マス】	単位設計浸透能(m ³ /hr/個)			設置数量(個)	影響係数			
	比浸透量(m)	飽和透水係数	飽和透水係数		(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)	
1	24.28	0.045	cm/s	1.62	2	0.90	0.90	1.00
2	61.02	0.045	cm/s	1.62	1	0.90	0.90	1.00
3						0.90	0.90	1.00
4						0.90	0.90	1.00
5						0.90	0.90	1.00
6						0.90	0.90	1.00
7						0.90	0.90	1.00
8						0.90	0.90	1.00
9						0.90	0.90	1.00
10						0.90	0.90	1.00

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能(m ³ /hr/m)			設置数量(m)	影響係数		
	比浸透量(m)	飽和透水係数	飽和透水係数		(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1			m/s	0.00	0.90	0.90	1.00
2				0.00	0.90	0.90	1.00
3				0.00	0.90	0.90	1.00
4				0.00	0.90	0.90	1.00
5				0.00	0.90	0.90	1.00
6				0.00	0.90	0.90	1.00
7				0.00	0.90	0.90	1.00
8				0.00	0.90	0.90	1.00
9				0.00	0.90	0.90	1.00
10				0.00	0.90	0.90	1.00

【透水性舗装】	単位設計浸透能(m ³ /hr/m ²)			設置数量(m ²)	影響係数		
	比浸透量(m)	飽和透水係数	飽和透水係数		(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1				0.00	0.90	0.90	0.10
2				0.00	0.90	0.90	1.00
3				0.00	0.90	0.90	1.00
4				0.00	0.90	0.90	1.00
5				0.00	0.90	0.90	1.00
6				0.00	0.90	0.90	1.00
7				0.00	0.90	0.90	1.00
8				0.00	0.90	0.90	1.00
9				0.00	0.90	0.90	1.00
10				0.00	0.90	0.90	1.00

【その他】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位)			設置数量(単位)	影響係数		
	比浸透量(m)	飽和透水係数	飽和透水係数		(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1				0.00	0.90	0.90	
2				0.00	0.90	0.90	
3				0.00	0.90	0.90	
4				0.00	0.90	0.90	
5				0.00	0.90	0.90	
6				0.00	0.90	0.90	
7				0.00	0.90	0.90	
8				0.00	0.90	0.90	
9				0.00	0.90	0.90	
10				0.00	0.90	0.90	

空隙貯留量算定結果

浸透マス	+	浸透トレンチ	+	透水性舗装	+	その他	=	空隙貯留量算定結果
12.708		0.000		0.000		0.000	=	12.708 m ³

実行設定

【浸透マス】1個あたり	ます部			砕石部
	体積(m ³)	体積(m ³)	空隙率(%)	
1	0.288	3.043	30.00	
2	2.880	24.755	30.00	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【浸透トレンチ】1mあたり	浸透管部		砕石部
	体積(m ³)	空隙率(%)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【透水性舗装】1m ² あたり	体積(m ³)	空隙率(%)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【その他】1単位あたり	体積(m ³)	空隙率(%)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- ① 浸透施設諸元として、『浸透マス』『浸透トレンチ』『透水性舗装』『その他』について、『比浸透量、飽和透水係数』『設置数量』『影響係数』をそれぞれ入力します。
- ② また、空隙貯留がある場合は、空隙貯留諸元として、「体積」「空隙率」をそれぞれ入力します。
- ③ 入力を行うと、『浸透施設能力算定結果』及び『空隙貯留量算定結果』が自動計算されます。

調整池容量計算システム（国交省 Excel ファイル）使用（シート名：02 流出計算（QT-S グラフ））

④ 流出計算条件

- 浸透施設なし
- 浸透施設あり
 - ※「浸透施設能力」シートに浸透施設諸元を入力してください。
- 浸透施設あり
 - （貯留浸透モデル、道路管理専用）
 - ※「浸透施設能力（貯留浸透モデル、道路管理専用）」シートに浸透施設諸元を入力してください。

計算実行 / 再設定

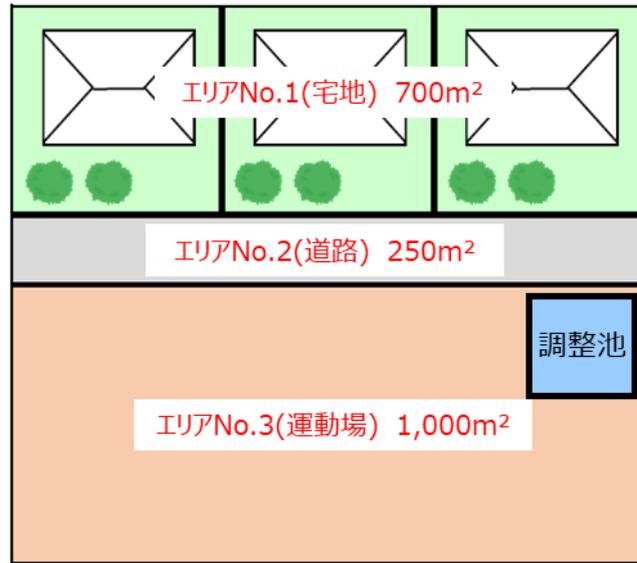
⑤ 流出計算結果

時刻	浸透考慮前	浸透考慮後
0:00	0.000000	0.000000
0:10	0.001390	0.000000
0:20	0.001410	0.000000
0:30	0.001420	0.000000
0:40	0.001430	0.000000
0:50	0.001440	0.000000
1:00	0.001460	0.000000
1:10	0.001470	0.000000
1:20	0.001480	0.000000
1:30	0.001500	0.000000
1:40	0.001510	0.000000
1:50	0.001530	0.000000
2:00	0.001540	0.000000
2:10	0.001560	0.000000
2:20	0.001570	0.000000
2:30	0.001590	0.000000
2:40	0.001610	0.000000
2:50	0.001630	0.000000
3:00	0.001640	0.000000
3:10	0.001660	0.000000
3:20	0.001680	0.000000
3:30	0.001700	0.000000
3:40	0.001720	0.000000
3:50	0.001740	0.000000
4:00	0.001760	0.000000
4:10	0.001790	0.000000
4:20	0.001810	0.000000
4:30	0.001830	0.000000
4:40	0.001860	0.000000
4:50	0.001880	0.000000
5:00	0.001910	0.000000
5:10	0.001940	0.000000
5:20	0.001970	0.000000
5:30	0.002000	0.000000
5:40	0.002030	0.000000
5:50	0.002060	0.000000
6:00	0.002100	0.000000
6:10	0.002130	0.000000
6:20	0.002170	0.000000
6:30	0.002210	0.000000
6:40	0.002250	0.000000
6:50	0.002290	0.000000

- ④ 左上の浸透施設ありにチェックを入れ、計算実行／再設定をクリックします。
- ⑤ 浸透考慮後のピーク流量が行為前最大流出雨水量 0.01767m³/s 以下になることを確認します。

4.6.2 調整池を設置する場合

対策工事によって、行為前流出雨水量最大値まで抑制可能なこと確認します。下図に示すように、雨水貯留施設（調整池）を設置する場合の例です。



様式-6 例示では、行為前最大流出雨水量が $Q=0.01767\text{m}^3/\text{s}$ に対して、行為後最大流出雨水量は $Q=0.05172\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

雨水貯留施設としては、行為後と行為前の差分の $Q=0.03405\text{m}^3/\text{s}$ 分をカットする規模の対策が必要となります。（施設の設置により、行為前の $Q=0.01767\text{m}^3/\text{s}$ 以下に放流量を抑えることが必要です。）

それを証明する資料が、「様式-7 技術的基準に適合することを証する書類」となります。

調整池容量計算システム（国交省 Excel ファイル）使用（シート名：03-①調整池容量の概算）

※①自然調節方式により調整池容量を概算する場合に入力してください

入力条件

行為後ピーク流入量（浸透考慮後） m³/s

調整池諸元
許容放流量（行為前ピーク流入量） m³/s

① 調整池高 m

浸透施設条件

計算実行

概算結果

必要容量 m³/ha

オリフィス径（円管、直径） m

- ① “調整池高”を入力します。
- ② 「計算実行」ボタンを押すと、“必要容量”及び“オリフィス径”の概算値が自動計算されます。

調整池容量計算システム（国交省 Excel ファイル）使用（シート名：04-①調節計算（自然調節式））

入力条件

設定調整池諸元

No	水深H(m)	容量V(m ³)
1	0.000	0.00
2	1.000	50.00
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

放流口形状（口径）
 ○ 円 直径 m
 ○ 矩形 高さ m 幅 m
 （管底位置）池底高から m

行為後流入量

行為後ピーク流入量（浸透考慮後） m³/s

許容放流量（行為前ピーク流入量） m³/s

計算実行

計算結果

⑤ 総合評価

放流量評価

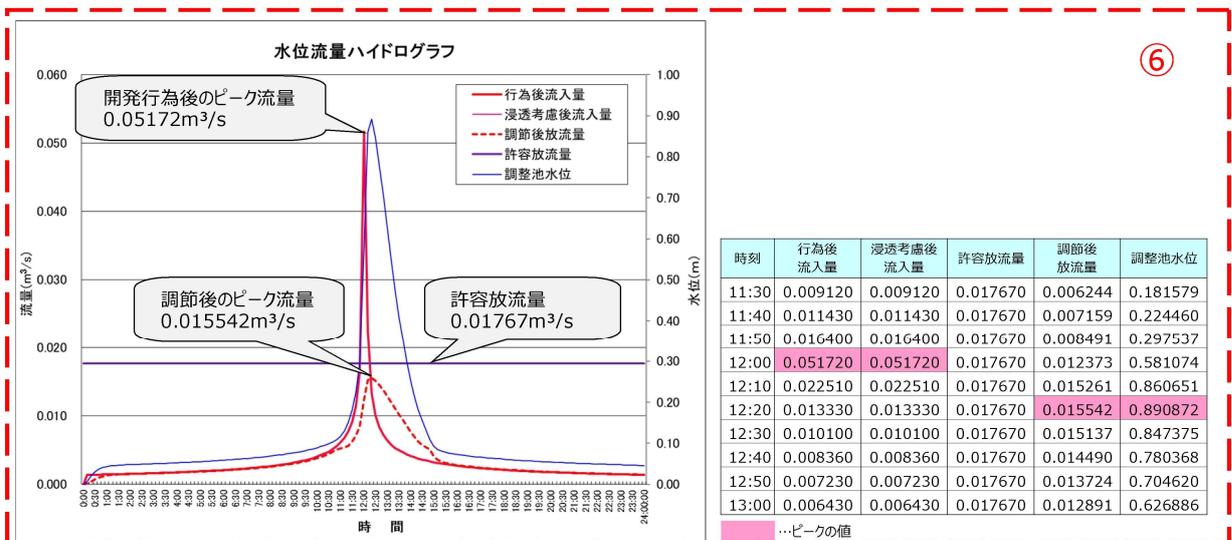
池容量評価

最大放流量 m³/s

池内最大水深 m

池内最大ボリューム m³

- ③ “設定調整池諸元”を入力します。
- ④ 「計算実行」ボタンを押すと、“最大放流量”と“評価”が自動計算されます。
- ⑤ 総合評価が「NG」の場合、調整池諸元を変えてトライアル計算することで、対策量が算定します。



- ⑥ 水位流量ハイドログラフ及び表から調節後のピーク流量が、行為前最大流出雨水量 0.01767m³/s 以下になることが確認できます。

4.7 【STEP 5】技術的基準に適合することを証する書類の作成

「調整池容量計算システム」から、設定した流出制御施設の諸元及び調節計算結果を様式-7にとりまとめてください。前段で対策施設を「浸透ますとした場合」と「調整池とした場合」で記載したので、様式-7についても、2パターンを記載しています。(P.7-8 及び P.7-9 の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。)

4.7.1 浸透ますを設置する場合

山梨県様式 (県 Excel ファイル) のイメージ【様式-7】 (赤字が手入力箇所)

技術的基準に適合することを証する書類 様式-7

流出抑制施設諸元 調整池容量計算システム(シート名: 浸透施設能力)に記載の値を記入してください。

調整池諸元
放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の両諸元を記載)

放流口形状	形状		下段	上段(2段オリフィスの場合)
	直径	高さ		
	幅			
	管底位置(池底から)			

調整池諸元 ポンプ諸元(ポンプ排水を用いた場合)

H	V	H	Q

浸透施設諸元
浸透能力 0.039942 m³/s

【浸透マス】	単位設計浸透能(m ³ /hr/個) 比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	設置数量(個)	影響係数		
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	24.28	1.62	2	0.90	0.90	1.00
2	61.02	1.62	1	0.90	0.90	1.00
3				0.90	0.90	1.00
4				0.90	0.90	1.00
5				0.90	0.90	1.00
6				0.90	0.90	1.00
7				0.90	0.90	1.00
8				0.90	0.90	1.00
9				0.90	0.90	1.00
10				0.90	0.90	1.00

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能(m ³ /hr/m) 比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	設置数量(m)	影響係数		
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1				0.90	0.90	1.00
2				0.90	0.90	1.00
3				0.90	0.90	1.00
4				0.90	0.90	1.00
5				0.90	0.90	1.00
6				0.90	0.90	1.00
7				0.90	0.90	1.00
8				0.90	0.90	1.00
9				0.90	0.90	1.00
10				0.90	0.90	1.00

【透水性舗装】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位) 比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	設置数量(単位)	影響係数		
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1				0.90	0.90	1.00
2				0.90	0.90	1.00
3				0.90	0.90	1.00
4				0.90	0.90	1.00
5				0.90	0.90	1.00
6				0.90	0.90	1.00
7				0.90	0.90	1.00
8				0.90	0.90	1.00
9				0.90	0.90	1.00
10				0.90	0.90	1.00

【その他】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位) 比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	設置数量(単位)	影響係数		
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1				0.90	0.90	
2				0.90	0.90	
3				0.90	0.90	
4				0.90	0.90	
5				0.90	0.90	
6				0.90	0.90	
7				0.90	0.90	
8				0.90	0.90	
9				0.90	0.90	
10				0.90	0.90	

空疎貯留量諸元
空疎貯留量 12.708 m³

【浸透マス】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	体積(m ³)	
1	0.288	3.043	30.00
2	2.880	24.755	30.00
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【浸透トレンチ】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	体積(m ³)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【透水性舗装】	体積(m ³)	空疎率(%)

【その他】	体積(m ³)	空疎率(%)

調節計算結果

最大流入量(行為後) 0.051720 m³/s
 最大放流量 0.000000 m³/s < 許容放流量 0.017670 m³/s

調整池容量計算システム(O2 流出計算 (QT-S グラフ)) で算定されるグラフを貼り付けてください。

4.7.2 調整池を設置する場合

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式ー7】（赤字が手入力箇所）

様式ー7

技術的基準に適合することを証する書類
 流出抑制施設諸元 調整池容量計算システム(シート名：04-①調節計算（自然調節方式）)に記載の値を記入してください。

調整池諸元
放流口係(2段オリフィスの場合は、上、下段の両諸元を記載)

形状	下段		上段(2段オリフィスの場合)	
	形状	円形	形状	円形
直径	0.090			
高さ				
幅				
管底位置(池底から)	0.000			

調整池諸元 ポンプ諸元(ポンプ排水を用いた場合)

H	V	H	G
0.000	0.00		
1.000	50.00		

浸透施設諸元
浸透能力 0.000000 m³/s

【浸透マス】	単位設計浸透能(m ³ /hr/個)	設置数量(個)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能(m ³ /hr/m)	設置数量(m)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【透水性舗装】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【その他】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90			
2	0.90	0.90			
3	0.90	0.90			
4	0.90	0.90			
5	0.90	0.90			
6	0.90	0.90			
7	0.90	0.90			
8	0.90	0.90			
9	0.90	0.90			
10	0.90	0.90			

空疎貯留量諸元
空疎貯留量 0.000 m³

【浸透マス】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	空隙率(%)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【浸透トレンチ】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	空隙率(%)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【透水性舗装】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	空隙率(%)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【その他】	ます部		砕石部
	体積(m ³)	空隙率(%)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

調節計算結果

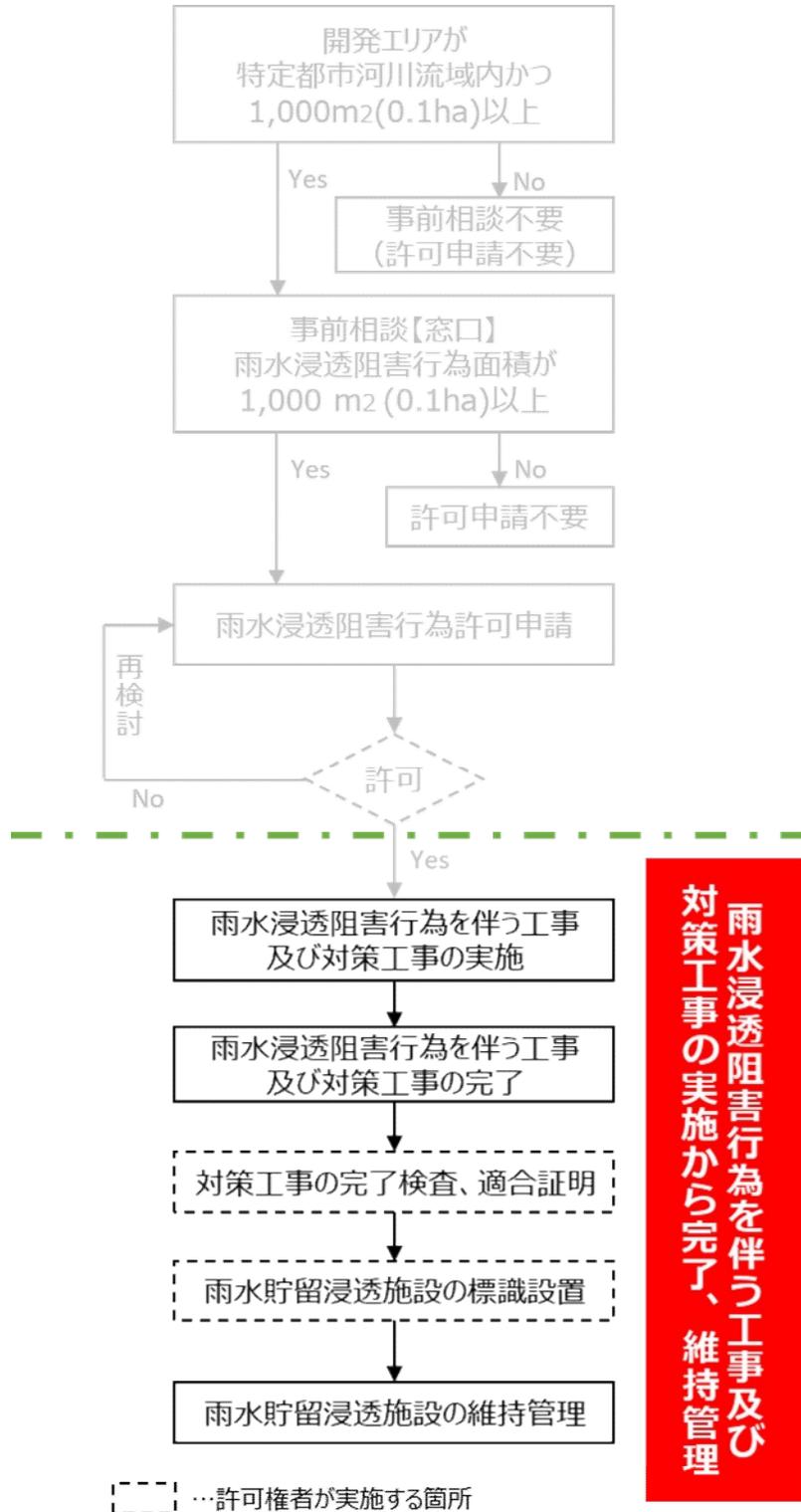
最大流入量(行為後) 0.051720 m³/s
 最大放流量 0.015542 m³/s < 許容放流量 0.017670 m³/s

水位流量ハイドログラフ

調整池容量計算システム 04-①調節計算（自然調節方式）で算定されるグラフを貼り付けてください。

第5章 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了並びに維持管理について

5.1 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了、維持管理の流れ



第5章 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了並びに維持管理について

雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了までの提出書類一覧

様式名	名称	参照 ページ	事前 相談	許可 申請	工事 着手	工事 変更	工事 廃止	工事 完了	必要 時
様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	P.7-1	○						
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	P.7-2		○					
第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	P.7-3		○					
様式-2	現況土地利用図の面積集計表（行為前）	P.7-4	○	○					
様式-3	土地利用計画図の面積集計表（行為後）	P.7-4	○	○					
様式-4	行為前後の土地利用集計表	P.7-5	○	○					
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	P.7-6		○					
様式-6	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量	P.7-7		○					
様式-7	技術的基準に適合することを証する書類	P.7-8、P.7-9		○					
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	P.7-10		○					
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	P.8-1				○			
第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	P.8-2				○			
第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	P.8-3			○				
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	P.8-4						○	
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	P.8-5					○		
別記様式第五	（損失の補償の） 裁決申請書	P.8-6							○
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	P.8-7、P.8-8							○
別記様式第七	保全調整池機能阻害行為届出書	P.8-9							○
第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	P.8-10						○	
第6号様式	雨水貯留浸透施設の標識の様式	P.7-11		○					
第7号様式	特定都市河川浸水被害対策法による命令（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示	P.8-11							○
第8号様式	保全調整池の標識の様式	P.8-12							○
第9号様式	貯留機能保全区域の標識の様式	P.8-12							○
第10号様式	身分証明書の様式（法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査）	P.8-13							○
第11号様式	身分証明書の様式（法第77条第1項の立入検査）	P.8-14							○
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	P.9-1	○	○					
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	P.9-2	○	○					
図面-3	現況地形図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	P.9-3	○	○					
図面-4	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	P.9-4	○	○					
図面-5	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	P.9-5		○					
図面-6	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】	P.9-6		○					
図面-7	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状(平面図、縦断面図、横断面図) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細(流入口、放流口の構造を含む)	P.9-7		○					
資料-1	土地の登記事項を示す書類	-	○	○					
資料-2	公図の写し	-	○	○					
資料-3	現況写真（写真撮影位置図を添付）	-	○	○					
資料-4	工事工程表	-		○					
資料-5	重要事項説明書等の写し（宅地分譲の場合のみ）	-						○	

…工事の実施から完了までには必要がない書類

- 雨水浸透阻害行為を伴う工事の実施から完了検査までの流れと提出書類は、以下のとおりです。

◇ 雨水浸透阻害行為を伴う工事の実施時

様式	名称
第4号様式 (P.8-3)	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書



【申請内容に変更があった場合】

再度、申請及び許可が必要です。

ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更は、届出書のみで可とします。

様式	名称
第2号様式 (P.8-1)	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書
第3号様式 (P.8-2)	雨水浸透阻害行為変更届出書

【雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止する場合】

様式	名称
別記様式第四 (P.8-5)	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書



◇ 雨水浸透阻害行為を伴う工事の完了時

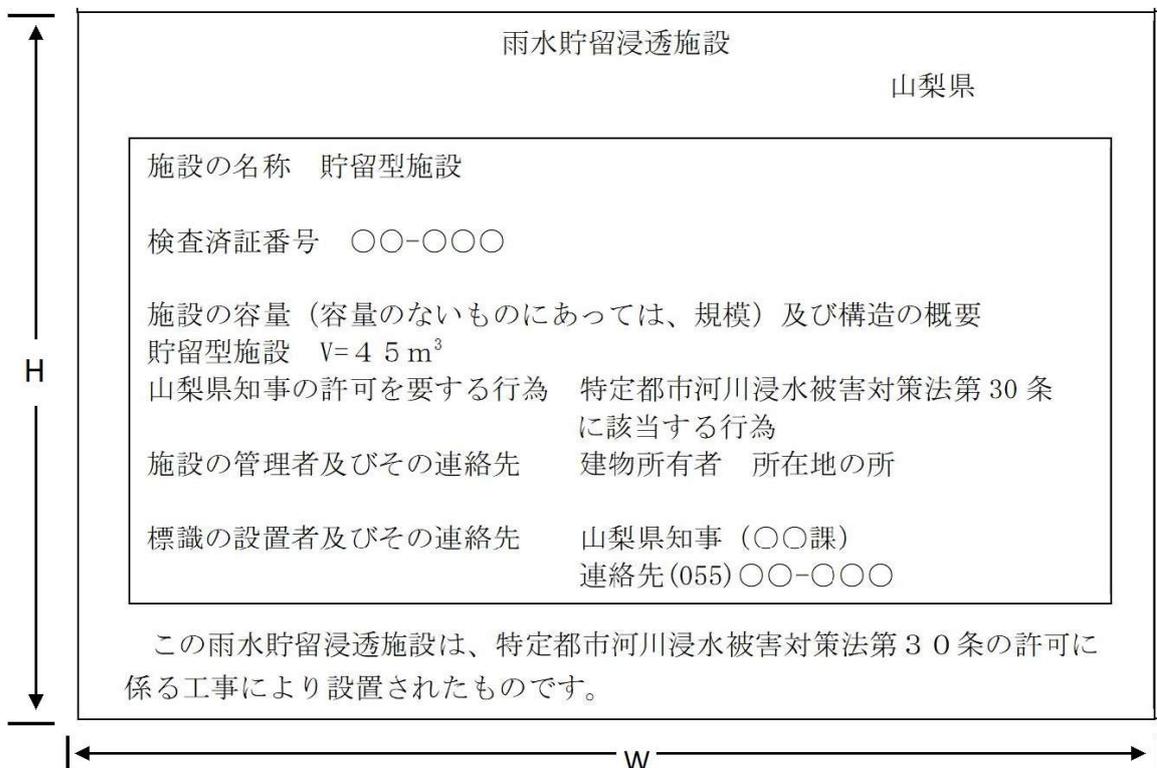
様式	名称
別記様式第三 (P.8-4)	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

- 工事完了検査は許可権者が実施します。
工事完了検査合格後に、検査済証(第5号様式 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証 (P.8-10))が発行されます。

- 雨水貯留浸透施設の標識を設置する必要があります。

(P.7-11の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。)

- 標識は、流域内住民等に対し、技術的基準に適合する施設であり、特定都市河川流域内で浸水被害の防止に寄与していることを周知するために設置します。
- 標識設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については御相談させていただきます。
- 設置された標識を無断で撤去移設する行為は、法律で禁止されています。
- 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例(第11条)にて標識の記載内容は決められています。雨水貯留浸透施設の標識のイメージ及びサイズを、下図に示します。



【標識サイズ】 H500mm×W700mm または、H150mm×W300mm

図 標識のイメージ及びサイズ

5.2 維持管理

完成後の雨水貯留浸透施設の機能を確保するため、「様式-8 雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書」を提出し、施設の維持管理に努めてください。

なお、実施計画書は、許可申請時に提出が必要です。（P.7-10 の様式記載例で作成ポイントをご確認ください。）

- 浸透施設の維持管理

浸透施設では、目づまりのために浸水機能が低下することにより、施設内がいつまでも湛水することや、施設外へ溢水することがあります。このような状態を放置しておくと、機能回復を試みても復帰しないということにもなります。

目づまりによる浸透能力の低下を防止し、かつ安定的に機能が発揮できるように努めてください。

- 貯留施設の維持管理

貯留施設は、維持管理が適正に行われることにより、その機能を長期にわたって発揮することができます。

治水機能の維持管理に努めてください。

- 安全対策

雨水貯留浸透施設は、生活空間と密着した位置に設置されるため、雨水貯留浸透施設の所有者又は管理者が安全対策（事故防止）に配慮し、必要に応じて適切な設備を設ける必要があります。

山梨県様式（県 Excel ファイル）のイメージ【様式—8】（赤字が手入力箇所）

様式—8

貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた横川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条「許可の基準」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。
名称 **雨水浸透施設**

第2条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 **山梨県南アルプス市●字●番、●番**

第3条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 **株式会社 ▲▲ ●●**
連絡先（電話） **xxx(xxx)xxxx**

第4条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には**浸透ます**をいう。

2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
（別図：平面図、標準横断図、構造図）

第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。

2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成して保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。

第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には、法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第8条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、及び標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第9条 対策工事に伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分	類	作 業 内 容	頻 度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設から実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業が必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄 ・碎石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

第6章 チェックリスト

雨水浸透阻害行為の事前相談、許可申請において作成が必要となる各様式について、内容に不備がないか等を確認するためのチェックリストを以下に示します。資料作成時にご活用ください。

チェックリスト（許可申請の必要性）

確認欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	当該開発行為が雨水浸透阻害行為に該当しているか
<input type="checkbox"/>	当該開発行為が特定都市河川流域内での開発行為か
<input type="checkbox"/>	当該開発エリアの面積が1,000m ² 以上か
<input type="checkbox"/>	当該開発行為が都市計画法第29条に基づく開発行為に該当する場合は、開発許可申請をしているか
<input type="checkbox"/>	当該開発行為が農地法第4条、第5条に基づく農地転用がある場合、農地転用の許可申請をしているか

チェックリスト（様式）

様式番号	様式名称及びチェック項目
様式-1 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為許可事前相談書 <input type="checkbox"/> 事業区域に含まれる全ての地番が記載されているか <input type="checkbox"/> 事業区域の面積が【第1号様式】の行為区域内の土地の現況合計面積と整合しているか
別記様式第二 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書 <input type="checkbox"/> 「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか（法第30条の場合は「許可申請」、法第35条の場合は「協議」） <input type="checkbox"/> 申請日（日付）が記入されているか <input type="checkbox"/> 申請先（知事等）の記入が正しいか <input type="checkbox"/> 申請者の住所、氏名が記入されているか <input type="checkbox"/> 「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が【様式-1】や【図面-1】【図面-2】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が【様式-4】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記入されているか <input type="checkbox"/> 「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記入されているか <input type="checkbox"/> 「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」は【資料-4】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「7 対策工事の着手予定日」「8 対策工事の完了予定日」は【資料-4】と整合しているか
第1号様式 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書 <input type="checkbox"/> 申請者の住所、氏名が記入されているか <input type="checkbox"/> 区域に含まれる地域の名称に全ての地番が記入されているか <input type="checkbox"/> 「雨水浸透阻害行為に関する工事の内容」が簡潔に記入されているか <input type="checkbox"/> 「対策工事の計画の方針」が簡潔に記入されているか <input type="checkbox"/> 「行為区域内の土地の現況」及び「行為区域内の土地利用計画」が【様式-5】や【図面-3】【図面-4】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「雨水貯留浸透施設の計画」の「行為前(行為後)の流出係数」が【様式-5】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「雨水貯留浸透施設の計画」の「行為前(行為後)の流出雨量」が【様式-6】と整合しているか <input type="checkbox"/> 「雨水貯留浸透施設の計画」が【様式-7】の施設諸元と整合しているか
様式-2 <input type="checkbox"/>	現況土地利用区分面積集計表（行為前） <input type="checkbox"/> 【図面-3】現況土地利用図（行為前）の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 単位がhaであるか <input type="checkbox"/> 合計欄が【様式-3】の合計欄と整合しているか
様式-3 <input type="checkbox"/>	計画土地利用区分面積集計表（行為後） <input type="checkbox"/> 【図面-4】土地利用計画図（行為後）の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 単位がhaであるか <input type="checkbox"/> 合計欄が【様式-2】の合計欄と整合しているか
様式-4 <input type="checkbox"/>	行為前後の土地利用集計表 <input type="checkbox"/> 【様式-2】【様式-3】の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 雨水浸透阻害行為当該面積（④欄）が正しく算出されているか <input type="checkbox"/> 単位がhaであるか
様式-5 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数 <input type="checkbox"/> 【様式-4】の内容が正しく反映されているか <input type="checkbox"/> 単位がhaであるか <input type="checkbox"/> 面積計は、【第1号様式】の行為区域内の土地利用計画の合計面積と整合しているか <input type="checkbox"/> 流出係数は平成16年国土交通省告示第521号により設定されているか
様式-6 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨量 <input type="checkbox"/> 流出雨量の計算に誤りがないか
様式-7 <input type="checkbox"/>	技術的基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> 最大放流量は許容放流量(行為前の最大流出雨量)以下であるか
様式-8 <input type="checkbox"/>	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書 <input type="checkbox"/> 施設の所在、管理の責任者が記載されているか <input type="checkbox"/> 管理する施設の位置、範囲及び機能の概要がわかる図面が添付されているか <input type="checkbox"/> 施設機能を維持するための点検・清掃等の作業内容や頻度が適切か

チェックリスト (図面)

図面番号	名称
図面-1 <input type="checkbox"/>	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 放流先の河川名が明記され、着色等により明確に示されているか <input type="checkbox"/> 申請位置に最も近い主要道路名が明記されているか
	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請箇所の地番等が示されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 【図面-1】で示した河川・主要道路が図面内にあれば同じく示されているか <input type="checkbox"/> 市町村界、市内の町又は字の境界があれば示されているか
図面-3 <input type="checkbox"/>	現況地形図 (行為前)【縮尺1/2,500以上】 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が示されているか <input type="checkbox"/> 土地の形状が示されているか(等高線(2m間隔)) <input type="checkbox"/> 土地利用が明確に色分けされているか <input type="checkbox"/> エリアごとの土地利用形態と面積が記入されているか
	土地利用計画図 (行為後)【縮尺1/2,500以上】 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が示されているか <input type="checkbox"/> 地形が示されているか <input type="checkbox"/> 土地利用が明確に色分けされているか <input type="checkbox"/> エリアごとの土地利用形態と面積が記入されているか
図面-5 <input type="checkbox"/>	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】《事前相談で未提出であれば作成してください》 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が示されているか <input type="checkbox"/> 集水区域、管きょ、人孔、ます、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口位置が示されているか <input type="checkbox"/> 排水系統に問題はないか <input type="checkbox"/> 放流先の名称が記載されているか <input type="checkbox"/> 雨水浸透阻害行為面積及び集水面積の値が記入されているか
	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】 <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が示されているか <input type="checkbox"/> 対策工事の計画位置(貯留)又は計画区域(浸透)及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか <input type="checkbox"/> 雨水浸透阻害行為面積及び集水面積の値が記入されているか
図面-7 <input type="checkbox"/>	対策工事の計画図 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の形状【縮尺1/2,500以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細【縮尺1/500以上】(プラスチック製品の品質証明書など) <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、断面図により示されているか <input type="checkbox"/> 施設の構造の詳細が示されているか(流入口、放流口などの施設の構造及び寸法の表示) <input type="checkbox"/> 対策工事の計画内容が反映されているか <input type="checkbox"/> 標識設置(候補地)位置は住民等から見やすい位置にあるか(擁壁貼り付け可)

チェックリスト (資料)

資料番号	名称
資料-1 <input type="checkbox"/>	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し) <input type="checkbox"/> 全ての土地が流域内であるか
資料-2 <input type="checkbox"/>	公園の写し <input type="checkbox"/> 全ての土地が流域内であるか
資料-3 <input type="checkbox"/>	現況写真(写真撮影位置図を添付) <input type="checkbox"/> 土地利用形態が容易に判別できるか <input type="checkbox"/> 写真撮影地点、方向が位置図に示されているか
資料-4 <input type="checkbox"/>	工事工程表 <input type="checkbox"/> 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手・完了予定日は記載されているか <input type="checkbox"/> 対策工事の着手・完了予定日は記載されているか <input type="checkbox"/> 主要工種の工程は記載されているか
資料-5 <input type="checkbox"/>	重要事項説明書等の写し(宅地分譲の場合のみ) <input type="checkbox"/> 特定都市河川流域内の土地である記載がされているか <input type="checkbox"/> 雨水貯留浸透施設の管理の実施(者)に関する記載がされているか <input type="checkbox"/> 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為に対して、許可が必要な旨の記載がされているか

第7章 様式の記載例（事前相談から許可申請まで）

申請者向けの様式作成ポイントを記載します。
赤字が申請者の記入箇所です

様式— 1 : 雨水浸透阻害行為許可事前相談書

様式— 1

No. _____

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) XX : XX ~ XX : XX	県の担当者と事前に相談日時を電話等で決めてください。
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町101番地、102番地、103番地	事業区域に含まれるすべての地番を記入してください。
事業区域の面積	1,950m ² (登記) 1,950m ² (実測)	
予定する事業の計画の内容	宅地及び運動場の造設	建築物 (用途) の建設、駐車場の整備など、具体的に記入してください。
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 山梨県〇〇市〇〇町〇番地〇号	
	氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇	
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 山梨県〇〇市〇〇町〇番地〇号	
	氏名 〇〇事務所	担当者名は必ず記入してください。
	連絡先 XXX (XXX) XXXX 担当者名 〇〇 〇〇	

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。

- 1 行為区域位置図 (図面-1)
- 2 行為区域区域図 (図面-2)
- 3 現況地形図 (行為前) (図面-3)
- 4 現況土地利用図の面積集計表 (行為前) (様式-2)
- 5 土地利用計画図 (行為後) (図面-4)
- 6 土地利用計画図の面積集計表 (行為後) (様式-3)
- 7 行為前後の土地利用集計表 (様式-4)
- 8 土地の登記事項を示す書類 (資料-1)
- 9 公図の写し (資料-2)
- 10 現況写真 (資料-3)

相談に必要な資料です。
必ずご持参ください。
なお、作成等でわからない点は、おたずね下さい。

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の可否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄

事前相談担当者名 _____

雨水浸透阻害行為面積 _____ m²

雨水浸透阻害行為許可申請 (要 ・ 不要) _____

許可申請不要の理由 _____

備考 _____

結果の連絡 _____ 年 月 日 済 (□TEL □来庁)

連絡した相手名 _____

処理欄はこちらで使用します。
記入不要です。

※印欄は記入しない

別記様式第二：雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為 書
協 議

第30条 第35条
特定都市河川浸水被害対策法の規定により、雨水浸透阻害行為
第35条
について 許可を申請 します。
協 議
令和〇年〇月〇日
〇〇知事 〇〇 〇〇様
住所 山梨県〇〇市〇〇町〇番地〇号
氏名 株式会社 〇〇 〇〇 〇〇 ※押印不要

※
手数料欄
阻害行為区域内のすべての
地番を記入してください。

雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101 番地, 102 番地, 103 番地	事業区域でなく、阻害行為区域の面積を記入してください。
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	1,700 平方メートル	
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	宅地及ぶ運動場の造設（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）	
	4 対策工事の計画の概要	浸透ますを設置する。（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	事業（雨水浸透阻害行為）の着手、完了予定年月日を記入してください。
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	7 対策工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	雨水貯留浸透施設工事の着手、完了予定年月日を記入してください。
	8 対策工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	9 その他必要な事項		
※受付番号	年 月 日 第 号	記入不要です。	
※許可に付した条件			
※許可番号	年 月 日 第 号		

備考 1 「許可申請」「第30条」「許可を申請

協議」、第35条」、協議」については、該当するものを○で囲むこと。

2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。

5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第1号様式：雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

第1号様式（第3条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 XXX-XXX-XXXX 〇〇市〇〇町1-1-1									
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町101番地, 102番地, 103番地										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針	雨水浸透阻害行為に関する工事 ・宅地及び運動場の増設 対策工事 ・浸透ます(3基)を設置する。										
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面無)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面無)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面無)	飛行場 (のり面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	250m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装された土地 (のり面を除く。)	舗装された土地 (のり面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われたのり面	林地・耕地・原野 その他	合計		
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	1,700m ²	1,950m ²			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面無)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面無)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面無)	飛行場 (のり面有)	
	700m ²	m ²	m ²	m ²	250m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装された土地 (のり面を除く。)	舗装された土地 (のり面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われたのり面	林地・耕地・原野 その他	合計		
m ²	m ²	m ²	1,000m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	1,950m ²			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			0.290			行為後の流出係数			0.849	
	行為前の流出雨水量			0.01767m ³ /秒			行為後の流出雨水量			0.05172m ³ /秒	
	雨水貯留浸透施設の計画				名称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
様式-7の施設を記入				浸透ますA(×2)		600mm×600mm×1,500mm		株式会社 〇〇			
				浸透ますB(×1)		1,200mm×1,200mm×2,350mm		//			
その他											

備考 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

様式—2：現況土地利用図の面積集計表（行為前）

現況土地利用図の面積集計表（行為前）

様式—2

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
1																		0.0700	
2					0.0250														
3																		0.0300	
4																		0.0700	
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1700	
小計2	0.0250										0.0000	0.0000				0.1700			
合計											0.1950								

・現況地形図からエリア No ごとに土地利用に応じた面積を記入してください。
 ・面積の単位は ha で記入してください。

(単位：ha)

行為前と行為後で合計の面積が同じ値か確認

様式—3：土地利用計画図の面積集計表（行為後）

土地利用計画図の面積集計表（行為後）

様式—3

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
1	0.0700																		
2					0.0250														
3													0.1000						
小計1	0.0700	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
小計2	0.0950										0.0000	0.1000				0.0000			
合計											0.1950								

・現況地形図からエリア No ごとに土地利用に応じた面積を記入してください。
 ・面積の単位は ha で記入してください。

(単位：ha)

様式—4：行為前後の土地利用集計表

行為前後の土地利用集計表

様式—4

土地利用区分		①欄 様式-2 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-3 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積 (ha)	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		様式-2 小計1の欄	様式-3 小計1の欄	②-①	③欄が (+) の場合、原則該当		
宅 地 等	宅 地	0.0000	0.0700	0.0700	0.0700	0.9	宅地等の区分同士の増減は対象としない。
	池 沼	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	水 路	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	た め 池	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	道路（法面を有しないものに限る。）	0.0250	0.0250	0.0000		0.9	
	道路（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		0.9	
	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
	飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		0.9	
	飛行場（法面を有するものに限る。）	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均	
小 計	0.0250	0.0950	0.0700	0.0700			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.0000	0.0000	0.0000		0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		1	
	小 計	0.0000	0.0000	0.0000		0.0000	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	0.0000	0.0000	0.0000		0.5	
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.0000	0.0000	0.0000		0.5	
小 計	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000			
上記に掲げる土地以外の土地	山 地	0.0000	0.0000	0.0000	X	0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.1700	0.0000	-0.1700		0.2	
	小 計	0.1700	0.0000	-0.1700			
合 計	0.1950	0.1950	0.0000	0.1700			

④欄の合計 0.1700 ha
0.1ha (1,000㎡) 以上の場合は 申請の対象

0.1ha 以上の場合は、
雨水浸透阻害行為の許可申請が必要になります。

様式-2の合計値と
同じ値か確認

様式-3の合計値と
同じ値か確認

雨水浸透阻害行為の
該当面積は
様式-2と様式-3より
自動で計算されます。

様式—5：雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

様式—5

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所：●市●字●番、●番
 行為面積 0.1700 ha
 行為前後の土地利用区分

様式-4の雨水浸透阻害行為の当該面積と同じ値が記入されているか確認

雨水浸透阻害行為面積ではなく事業区域の面積が様式-2及び様式-3から自動入力されます。

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.0700
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0250	0.0250
		道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	関第2連号	不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000
		不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.1000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000
	土第上地3記以外に1の掲号土げか地るら	山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.1700	0.0000	
その他					
面積計			0.1950	0.1950	
平均流出係数			0.290	0.849	

ここで示す面積の合計値が、様式-2及び様式-3の面積の合計値と同じ値となることを確認してください。

様式－6：雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量

様式－6

雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数（様式－5より）

r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (横川流域基準降雨より)

A: 集水面積 (ha) (様式－5より)

様式-5より自動算定されます。

① 行為前の最大流出雨水量

$$Q = 1/360 \times 0.290 \times 112.46 \times 0.1950 = 0.01767 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大流出雨水量

$$Q = 1/360 \times 0.849 \times 112.46 \times 0.1950 = 0.05172 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって、

$$0.05172 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01767 \text{ m}^3/\text{s} = 0.03405 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.03405 m^3/s 分をカットする対策が必要

様式一七：技術的基準に適合することを証する書類(調整池の場合)

技術的基準に適合することを証する書類

調整池の諸元を記載してください。

様式一七

流出抑制施設諸元

調整池諸元
放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の間隔元を記載)

	下段		上段(2段オリフィスの場合)
	形状	円形	
放流口形状	直径	0.090	
管底位置(池底から)	径	0.000	

浸透施設諸元
浸透能力 0.000000 m³/s

空疎貯留量諸元
空疎貯留量 0.0000 m³

調整池諸元 (ポンプ諸元/ポンプ排水を用いた場合)

H	V	H	Q
0.000	0.00		
1.000	50.00		

【浸透マス】

	単位設計浸透能(m ³ /hr/個)	設置数量(個)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【浸透トレンチ】

	単位設計浸透能(m ³ /hr/m)	設置数量(m)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【透水性舗装】

	単位設計浸透能(m ³ /hr/m ²)	設置数量(m ²)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【その他】

	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数		
			(1)内容(1)	(2)内容(2)	(3)内容(3)
1	0.90	0.90	1.00		
2	0.90	0.90	1.00		
3	0.90	0.90	1.00		
4	0.90	0.90	1.00		
5	0.90	0.90	1.00		
6	0.90	0.90	1.00		
7	0.90	0.90	1.00		
8	0.90	0.90	1.00		
9	0.90	0.90	1.00		
10	0.90	0.90	1.00		

【浸透マス】 (ます部/砕石部)

	ます部		砕石部
	体積(m ³)	体積(m ³)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【浸透トレンチ】 (ます部/砕石部)

	ます部		砕石部
	体積(m ³)	体積(m ³)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【透水性舗装】 (体積/空疎率)

	体積(m ³)	空疎率(%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【その他】 (体積/空疎率)

	体積(m ³)	空疎率(%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

調節計算結果

最大流入量(行為後) 0.051720 m³/s
 最大放流量 0.015542 m³/s

許容放流量 0.017670 m³/s

< 許容放流量

最大放流量が、許容放流量以下となるか確認

水位流量ハイδροグラフ

図表説明: 水位流量ハイδροグラフ。縦軸は流量(m³/s)と水位(m)、横軸は時間。行為後流入量(赤実線)が最大0.051720 m³/sに達する。浸透考慮後流入量(赤点線)は約0.015542 m³/sに抑制される。許容放流量(青実線)は0.017670 m³/sである。調整池水位(青実線)は約0.055 mにピークを形成する。

様式—8：貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

様式—8

貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた横川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条「許可の基準」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、

貯留施設の場合は「雨水貯留施設」、浸透施設の場合は「雨水浸透施設」と記載する。上記に限らず、既に設定しているか確認

記

第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。
名称 **雨水浸透施設**

第2条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 **山梨県南アルプス市●字●番、●番**

第3条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の氏名 **株式会社 ▲▲ ●●** 連絡先（電話） **xxx(xxx)xxxx**

連絡先には、当該雨水貯留浸透施設の管理者に連絡が可能な電話番号が記載されているか確認

第4条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には**浸透ます**をいう。

2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び構造（別図：平面図、標準横断面図、構造図）

当該雨水貯留浸透施設等に有する施設が記載されているか確認

第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。

2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成して保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。

第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には、法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第8条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、及び標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第9条 対策工事に伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を

当該雨水貯留浸透施設の点検作業等の作業内容及び頻度が記載されているか確認

別表

分	類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設から実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄 ・碎石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

第6号様式：雨水貯留浸透施設の標識の様式

第6号様式（第11条関係）

70センチメートル		50センチメートル
雨水貯留浸透施設		
山梨県		
施設の名称	貯留型施設	設置する施設の名称を記載してください。 例) 浸透型施設、貯留型施設、貯留浸透型施設
検査済証番号	〇〇-〇〇〇	申請時は未記載で良いです。 工事完了検査後、検査済証に記載の番号を記載してください。
施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要		
貯留型施設 $V=45\text{ m}^3$		
山梨県知事の許可を要する行為	特定都市河川浸水被害対策法第30条 に該当する行為	
施設の管理者及びその連絡先	建物所有者 所在地の所	
標識の設置者及びその連絡先	山梨県知事（〇〇課） 連絡先(055)〇〇-〇〇〇	
この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。		

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

第8章 その他の様式（変更及び工事実施から完了まで）

第2号様式：雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者（協議者） 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

特定都市河川浸水被害対策法（第37条第1項・第37条第4項において準用する法第35条）の規定により雨水浸透阻害行為（の許可を受けた・について協議が成立した）事項の変更について（許可を申請・協議）します。

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工事に伴い変更する事項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項			
※受付番号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可番号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 申請（協議）書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 3 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は、記載しないこと。

第3号様式：雨水浸透阻害行為変更届出書

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為変更届出書

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸水阻害行為の許可の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸水阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸水阻害行為に関する工事の完了年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

第4号様式：雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所
	氏名
	連絡場所 (電話番号)
	現場管理者の氏名

別記様式第三：雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第四：雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

別記様式第五：（損失の補償の）裁決申請書

別記様式第五（第二十八条関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名
相手方 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第7項（同法第45条第2項において準用する場合を含む。）、第54条第5項及び第77条第9項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第六_雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為 書
協 議

<p style="text-align: center;">第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>
<p>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要</p>	<p>1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</p>
<p>2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</p>	
<p>3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</p>	
<p>4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</p>	
<p>5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</p>	
<p>6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>8 保全工事の着手予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>9 保全工事の完了予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>10 その他必要な事項</p>	
<p>※受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※許可に付した条件</p>	
<p>※許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>

別記様式第六_雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

- 備考1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第39条第4項において準用する同法第35条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第七_保全調整池機能阻害行為届出書

別記様式第七（第三十四条関係）

保全調整池機能阻害行為届出書

特定都市河川浸水被害対策法第46条第1項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。 年 月 日 殿 届出者 住所 氏名		
保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 保全調整池の名称及び指定番号	
	2 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	6 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	7 保全工事の着手予定日	年 月 日
	8 保全工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。

4 「その他必要な事項」の欄には、保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第 5 号様式：雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川
浸水被害対策法第 3 2 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
許可を受けた 者（法人にあ っては、主た る事務所の所 在地、名称及 び代表者の氏 名）	住所	
	氏名	

第7号様式：特定都市河川浸水被害対策法による命令(雨水浸透阻害行為に関するもの)の公示

第7号様式（第11条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

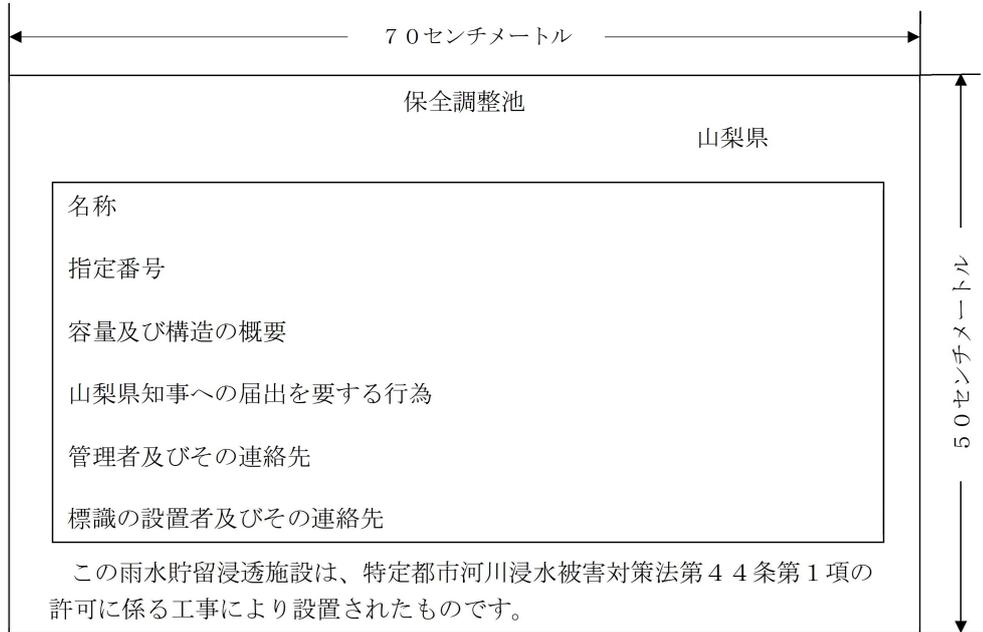
特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付け
で を命じた。

年 月 日

山梨県知事 印

第8号様式：保全調整池の標識の様式

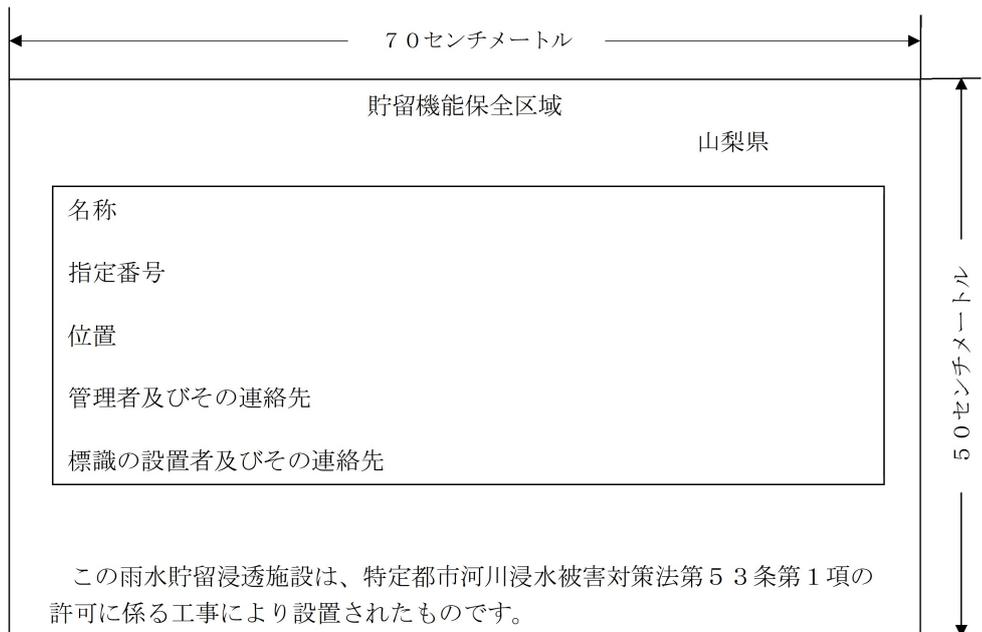
第8号様式（第11条関係）



備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

第9号様式：貯留機能保全区域の標識の様式

第9号様式（第11条関係）



備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

第10号様式：身分証明書の様式（法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査）

第10号様式（第12条関係）

（表）

第 号 身分証明書 職名 氏名 年 月 日 生 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 山梨県知事 印

（裏）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）
<p>（立入検査）</p> <p>第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

第11号様式：身分証明書の様式（法第77条第1項の立入検査）

第11号様式（第12条関係）

（表）

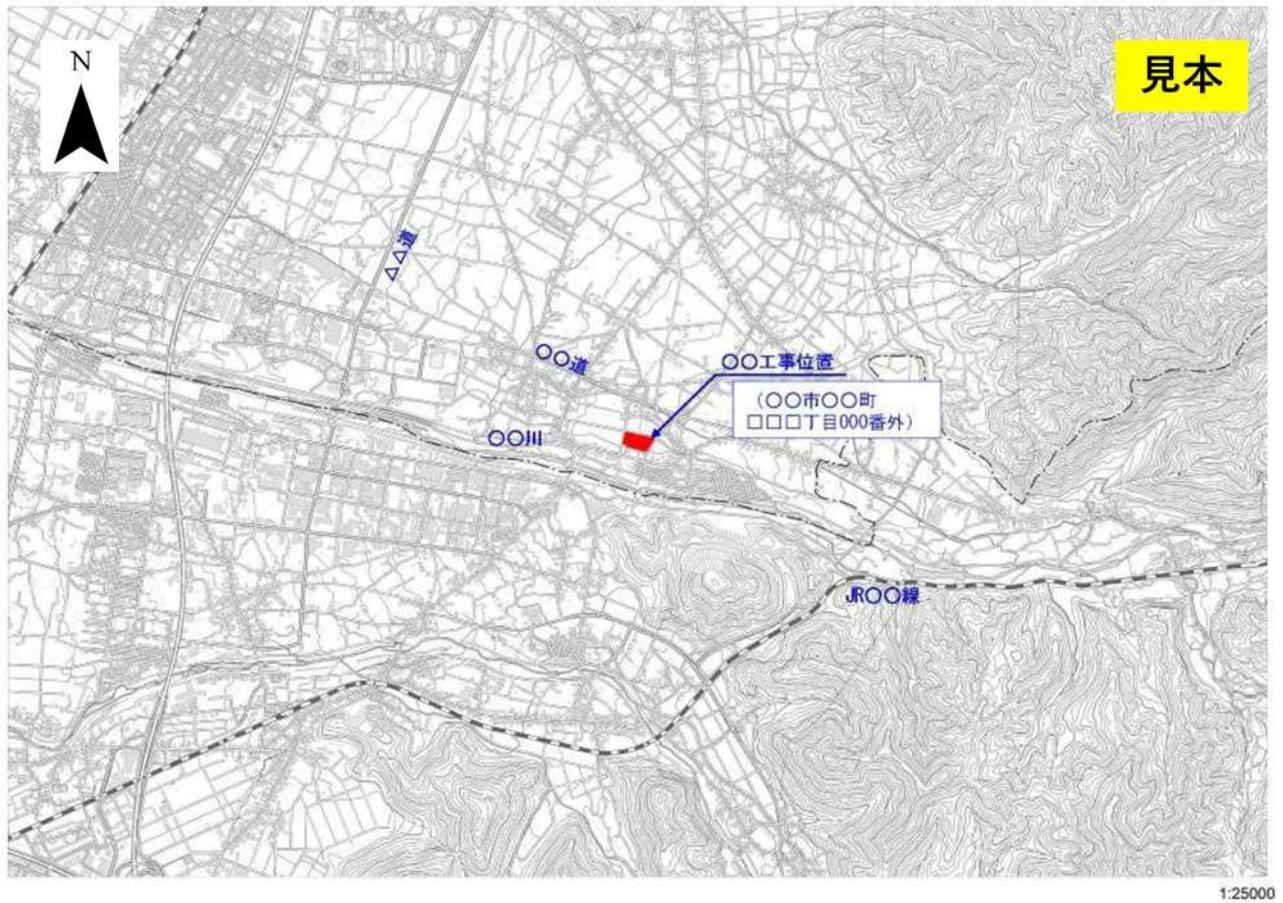
		第 号	
身分証明書			
職名			
氏名			
		年	月 日 生
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
山梨県知事			印

（裏）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）
(立入検査)
第74条（略）
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(測量又は調査のための土地の立入り等)
第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
2～4（略）
5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。
6～10（略）

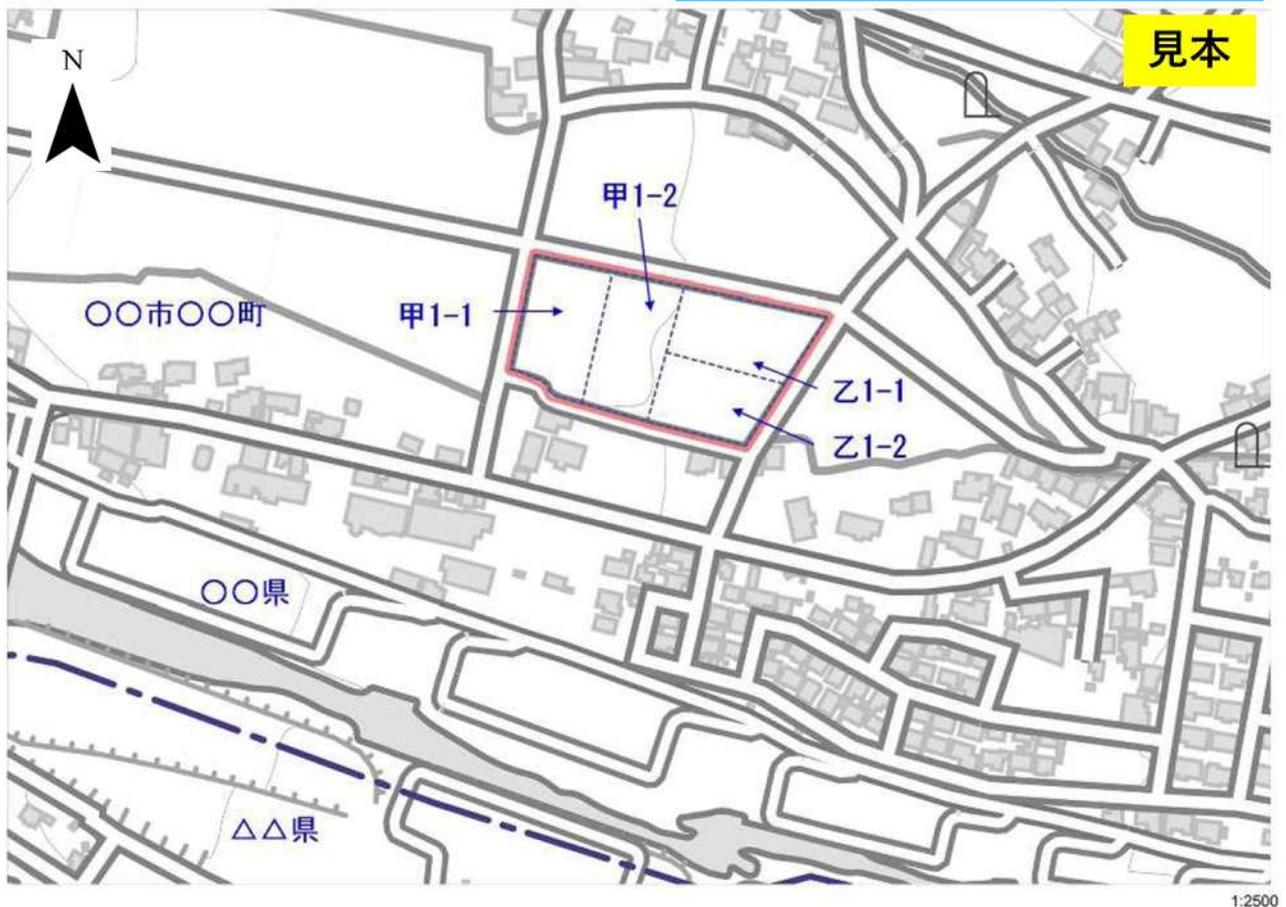
第9章 図面の作成例

雨水浸透阻害行為の許可申請様式（参考）
 図面-1 行為区域位置図【縮尺 1/50,000 以上】



■ 作成のポイント

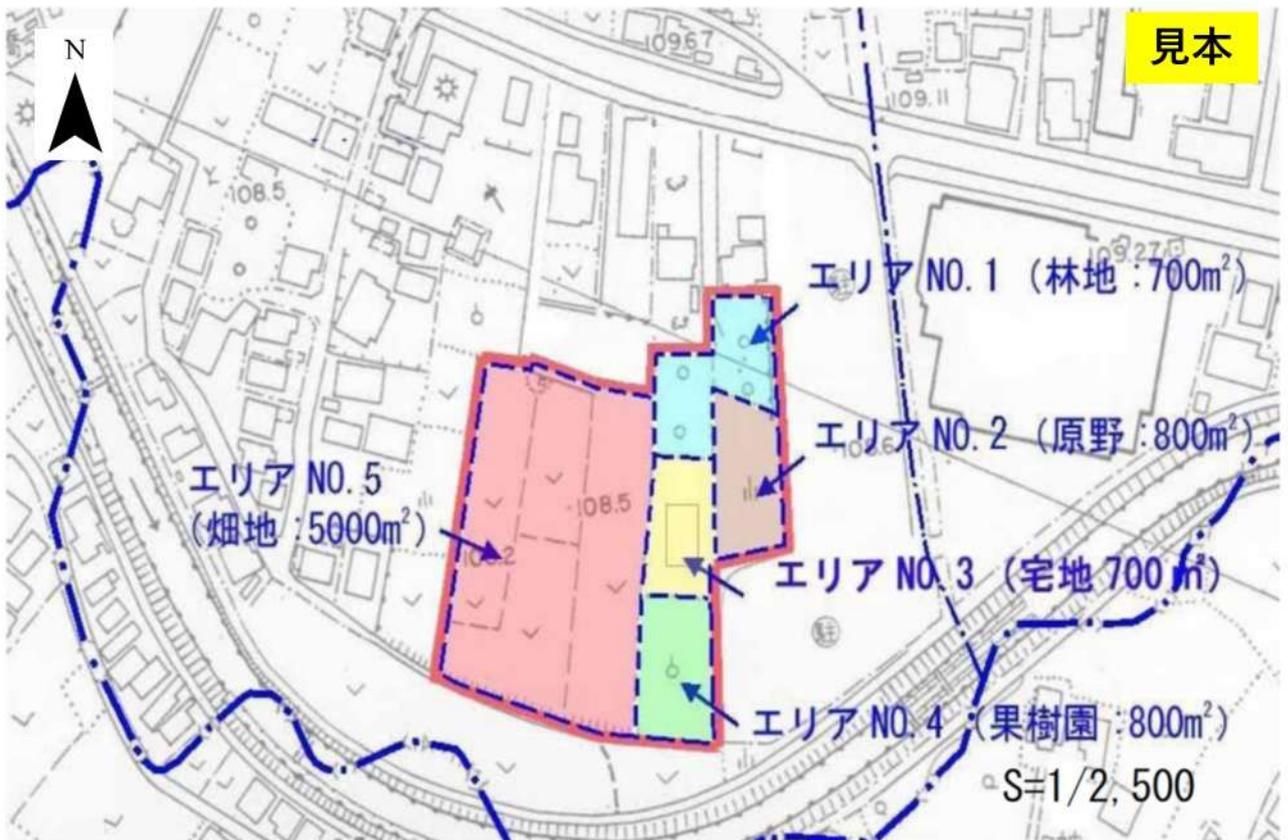
- ・ **方位**を記載する。
- ・ 縮尺は、**1/50,000 以上**とする。
- ・ **地形図**に**行為区域の位置**を**赤色**で明示する。
- ・ **放流先の河川名**及び行為区域に最も近い**主要道路名**を明記する。



■ 作成のポイント

- ・ 方位を記載する。
- ・ 縮尺は、1/2,500 以上とする。
- ・ 都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を明示する。
- ・ 行為区域の境界を赤色で示す。
- ・ 放流先の河川名及び行為区域に最も近い主要道路名を明記する。

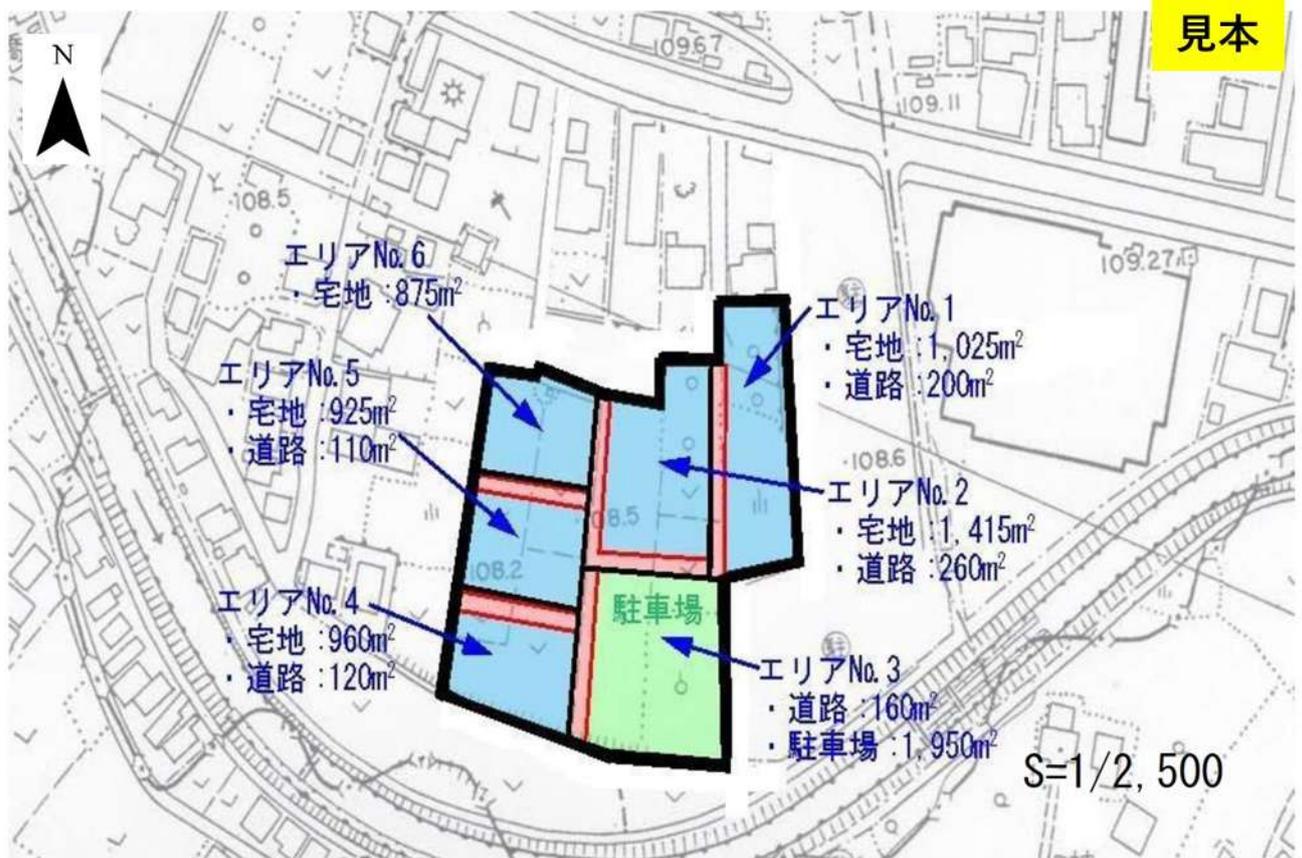
雨水浸透阻害行為の許可申請様式（参考）
 図面-3 現況地形図（行為前）【縮尺 1/2,500 以上】



■ 作成のポイント

- ・ 方位を記載する。
- ・ 縮尺は、**1/2,500 以上**とする。
- ・ **行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積**を明示する。
- ・ **土地利用を色分けし**表示する。
- ・ **地形図の等高線は、2m の標高差**を示すものとする。

雨水浸透阻害行為の許可申請様式（参考）
 図面-4 土地利用計画図（行為後）【縮尺 1/2,500 以上】



- 作成のポイント
 - ・ 方位を記載する。
 - ・ 縮尺は、**1/2,500 以上**とする。
 - ・ **行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積**を明示する。
 - ・ **土地利用を色分けし**表示する。
 - ・ 地形を示す。

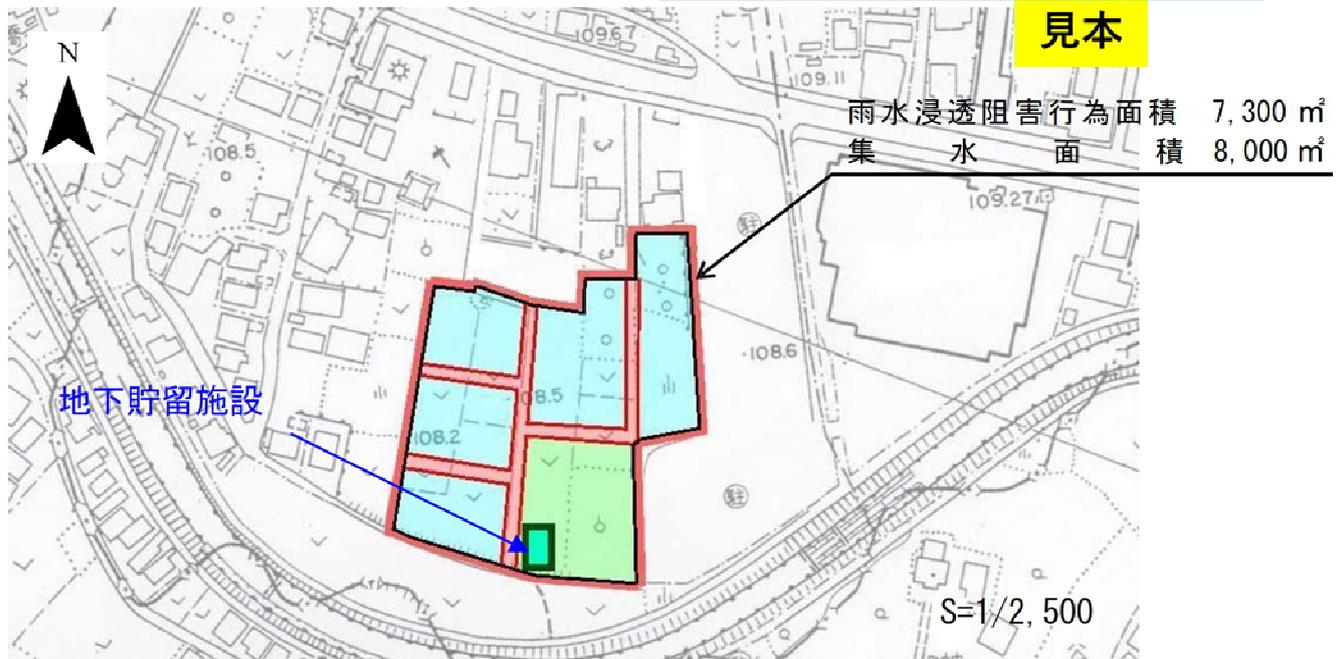
雨水浸透阻害行為の許可申請様式（参考）
 図面-5 排水施設計画平面図【縮尺 1/2,500 以上】



■ 作成のポイント

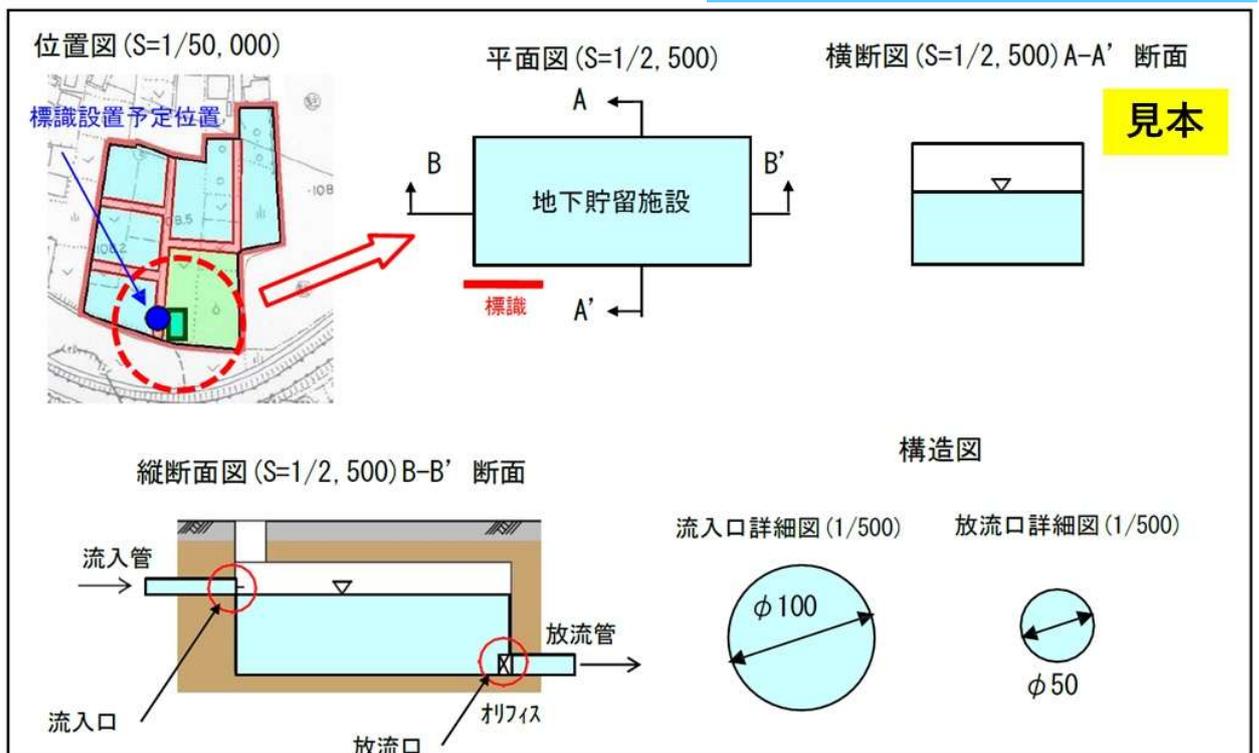
- ・ **方位**を記載する。
- ・ 縮尺は、**1/2,500 以上**とする。
- ・ **行為区域の境界**を示す。
- ・ **集水区域、管きよ、人孔、ます、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口 位置を示す。**
- ・ **排水系統及び放流先の名称**を明示する。
- ・ **雨水浸透阻害行為面積及び集水面積の値**を記入する。

雨水浸透阻害行為の許可申請様式（参考）
 図面-6 対策工事の位置図【縮尺 1/2,500 以上】



■ 作成のポイント

- ・ 方位を記載する。
- ・ 縮尺は、1/2,500 以上とする。
- ・ 行為区域の境界を示す。
- ・ 対策工事の計画位置、又は計画区域及び集水区域を明示する。
- ・ 雨水浸透阻害行為面積及び集水面積の値を記入する。



■ 作成のポイント

- ・ 雨水貯留浸透施設の形状は平面図、縦断面図、横断面図により示し、各図の縮尺は1/2,500以上とする。
- ・ 雨水貯留浸透施設の構造の詳細は流入口及び放流口の構造を図示し、各図の縮尺は1/500以上とする。
- ・ 位置図及び平面図には、標識設置予定位置を明示する。
- ・ なお、標識の設置位置、時期等については申請者と協議のうえ決定する。
- ・

雨水貯留浸透施設	
山梨県	
施設の名称	貯留型施設
検査済証番号	〇〇-〇〇〇
施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要	貯留型施設 V=4.5 m ³
山梨県知事の許可を要する行為	特定都市河川浸水被害対策法第30条に該当する行為
施設の管理者及びその連絡先	建物所有者 所在地の所
標識の設置者及びその連絡先	山梨県知事（〇〇課） 連絡先(055)〇〇-〇〇〇

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

図 標識のイメージ

第10章 その他の手続き

10.1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく、その他の手続き

特定都市河川浸水被害対策法第 44 条の「保全調整池の指定等」において、特定都市河川流域内にある一定規模以上の防災調整池は地方公共団体等の公的主体が管理するものなどありますが、転売されて埋め立てられることなどにより機能が失われるおそれがある民間が所有する防災調整池等を中心として指定することとしています。

一方、指定対象とならない小規模な防災調整池についても適切に保全されることが望ましく、当該制度の適切な運用のためには、流域内住民等の理解と協力が不可欠であるため、当該制度の意義及び規制の内容等については、十分に周知することが重要です。

また、当該制度の円滑な事務の執行のため、関係行政部局間で円滑な連絡調整が可能な体制の整備が重要です。

10.1.1 保全調整池の指定に関する事務

(1) 指定要件

下記の要件を全て満たす防災調整池について、都道府県知事等が指定します。

- ・ 特定都市河川流域内の防災調整池のうち、容量が 100m³ 又は県条例で定める規模以上のもの（法第 44 条第 1 項、政令第 14 条）
- ・ 浸水被害の防止を目的とするもの（法第 2 条第 6 項）
- ・ 雨水を一時的に貯留する機能を有する施設（法第 2 条第 7 項）
- ・ 河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの（対策工事により設置されるものを除く。）（法第 2 条第 7 項）
- ・ 宅地開発等指導要綱に基づいて設置されたもの、又は宅地開発等指導要綱に基づかないものであっても地方公共団体の指導又は要請に基づいて設置されたもの（ガイドライン）
- ・ 人工的に設置されたもの（ガイドライン）
- ・ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの（ガイドライン）

(2) 指定に関する意見聴取

指定に当たっては当該防災調整池の所有者等の意見を聴取する必要はありませんが、雨水を一時的に貯留する治水対策としての目的に加えて、利水等の他の目的を併せ持つような農業用のため池については、事前に県の農業担当部局の意見聴取を行います。

(3) 事務処理フロー

事務処理のフローを以下に示します。

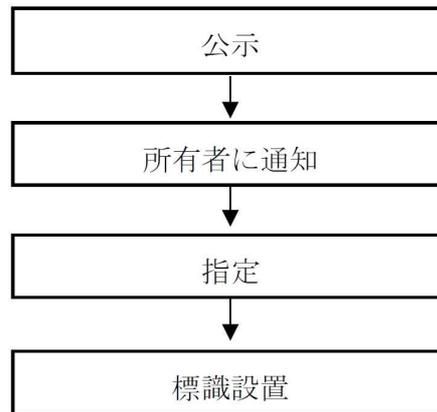


図 保全調整池指定の事務所処理フロー

(4) 標識設置

法第 45 条の規定により、保全調整池が存する旨を表示した標識が設置する必要があります。

標識は、山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の第 11 条に規定された様式を使用します。標識のイメージを下図に示します。

保全調整池	山梨県												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;">オープン調整池</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指定番号</td> <td style="padding: 5px;">〇〇-〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">容量及び構造の概要</td> <td style="padding: 5px;">地下貯留浸透施設 V=〇〇m³</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">山梨県知事への届出を要する行為</td> <td style="padding: 5px;">特定都市河川浸水被害対策法第 46 条 に該当する行為</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">管理者及びその連絡先</td> <td style="padding: 5px;">建物所有者 所在地の所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">標識の設置者及びその連絡先</td> <td style="padding: 5px;">山梨県知事 (〇〇課) 連絡先 (055) 〇〇-〇〇〇</td> </tr> </table>		名称	オープン調整池	指定番号	〇〇-〇〇〇	容量及び構造の概要	地下貯留浸透施設 V=〇〇m ³	山梨県知事への届出を要する行為	特定都市河川浸水被害対策法第 46 条 に該当する行為	管理者及びその連絡先	建物所有者 所在地の所	標識の設置者及びその連絡先	山梨県知事 (〇〇課) 連絡先 (055) 〇〇-〇〇〇
名称	オープン調整池												
指定番号	〇〇-〇〇〇												
容量及び構造の概要	地下貯留浸透施設 V=〇〇m ³												
山梨県知事への届出を要する行為	特定都市河川浸水被害対策法第 46 条 に該当する行為												
管理者及びその連絡先	建物所有者 所在地の所												
標識の設置者及びその連絡先	山梨県知事 (〇〇課) 連絡先 (055) 〇〇-〇〇〇												
<p style="font-size: small;">この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第 4 4 条第 1 項の許可に係る工事により設置されたものです。</p>													

図 標識記載内容のイメージ

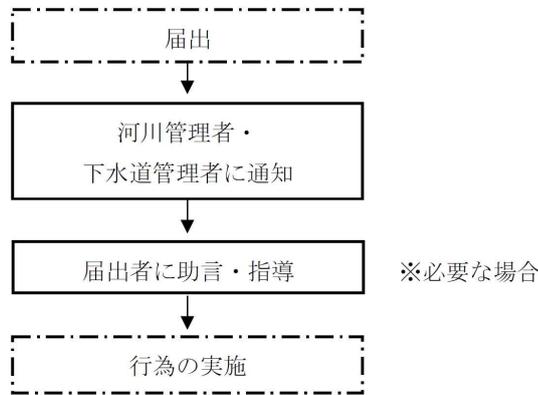
(5) 立入等

保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる(法第 77 条第 1 項)。身分証明書の様式は、第 8 章に示します。

10.1.2 行為の届出の受理に関する事務

保全調整池の貯留機能阻害行為の届出を受け付け、必要な助言又は勧告を実施します。

また、受け付けたときは、届出内容を河川管理者と下水道管理者に届出書の写しを送付して通知します。下図に事務処理フローを示します。



なお、届出書の様式は、以下に示す省令により定められた様式を使用します。

別記様式第七（第三十四条関係）

保全調整池機能阻害行為届出書

特定都市河川浸水被害対策法第 46 条第 1 項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。 年 月 日 殿 届出者 住所 氏名		
保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 保全調整池の名称及び指定番号	
	2 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	6 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	7 保全工事の着手予定日	年 月 日
	8 保全工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日	第 号

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別業の計画図による。）」と記載し、計画図を別業とすること。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 別記様式第七 保全調整池機能阻害行為届出書

10.2 その他法令に基づく手続き

特定都市河川浸水被害対策法の「雨水浸透阻害行為の許可申請」「保全調整池の指定」以外にも、開発行為に伴い許可申請が必要な手続きがあります。

10.2.1 その他法令に基づく手続き

雨水浸透阻害行為の許可申請とは別に、以下に示す行為等には、法令に基づく手続きが必要になる場合があります。

(1) 都市計画法に基づく開発行為

都市計画法に基づく開発許可申請が必要となる場合には、所定の手続きを行ってください。

(10.2.2 を参照)

(2) 農地法に基づく農地転用

農地法に基づく農地転用許可などが必要となる場合には、所定の手続きを行ってください。

(10.2.3 及び 10.2.4 参照)

(3) その他

「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」に基づく許可申請、「建築基準法」に基づく建築許可申請及び建築確認申請などが必要となる場合には、所定の手続きを行ってください。

10.2.2 都市計画法に基づく開発行為に関する手続き

都市計画法（昭和 44 年 6 月 14 日施行）は、人口及び産業の都市集中に伴う無秩序な市街化を防止し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保を図るために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。このため、都市計画法では、都市計画区域を決定し、おおむね 10 年以内に市街化を促進する区域を市街化区域、当面市街化を抑制する区域を市街化調整区域とする区域区分を定めています。

このような市街化区域及び市街化調整区域に係る区域区分制度の定着及びその適切な実施を担保するものとして創設されたのが開発許可制度です（法第 29 条）。すなわち、建築物の建築または特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更（開発行為）を行う場合は、知事の許可を必要とします。また、昭和 50 年 4 月施行の都市計画法の一部改正によって、市街化区域と市街化調整区域が定められていない都市計画区域（いわゆる未線引き都市計画区域）についても一定規模以上の開発行為を行う場合は許可が必要となりました（旧法附則第 4 項）。

これにより、開発許可制度は、開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発行為を制限して、その目的を達しようとしているものです。

なお、平成 12 年 5 月の法改正により従来の都市計画区域内の開発行為の他、準都市計画区域（法第 29 条第 1 項）並びに都市計画区域及び準都市計画区域外の一定規模以上の開発行為（法第 29 条第 2 項）が都市計画法の許可の対象となりました。

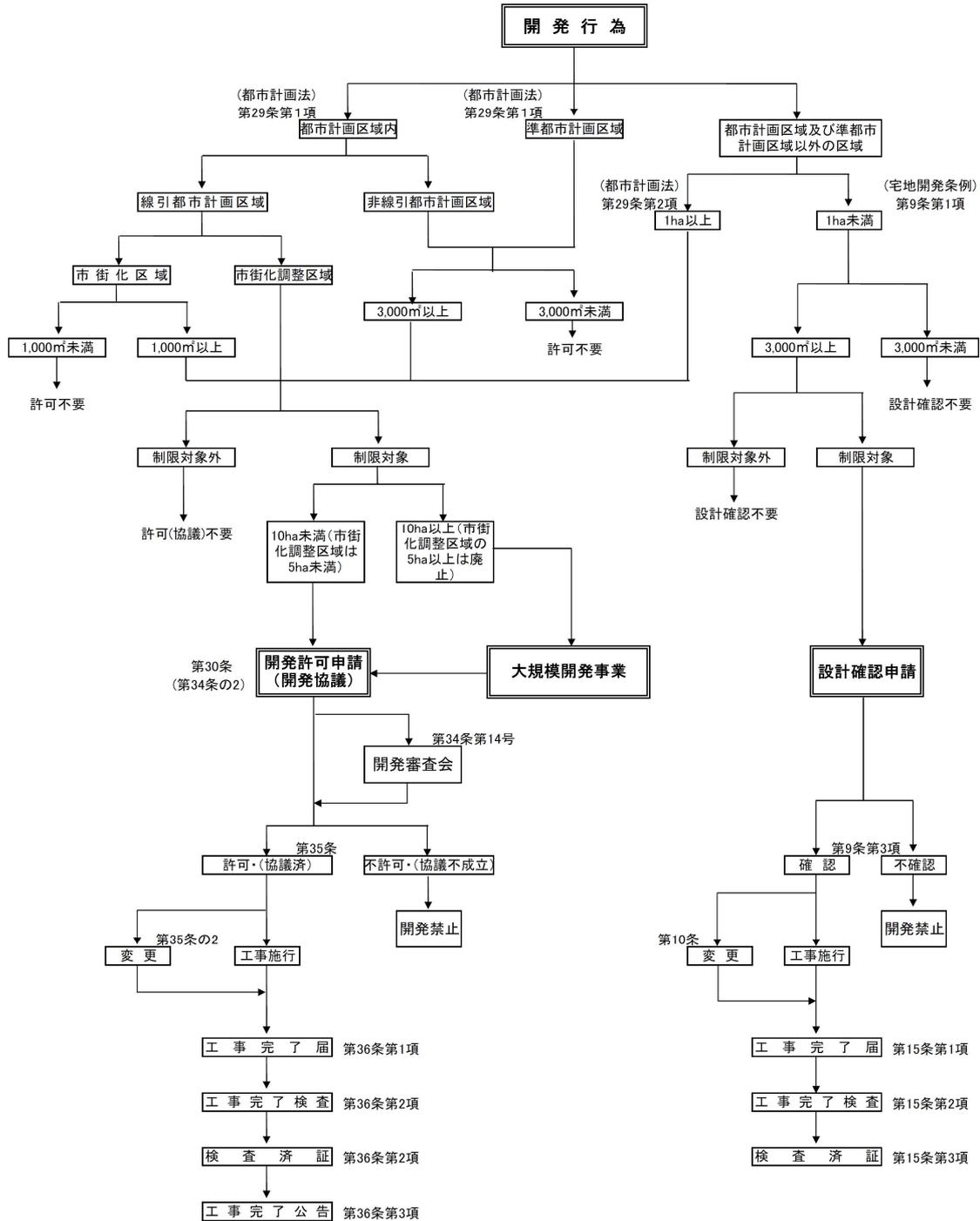
（開発許可申請等の手引きより）

* 許可を必要としない開発行為

- ① 農林漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第 29 条第 1 項 2 号）
- ② 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第 29 条第 1 項 3 号）（ただし、学校、社会福祉施設、病院・診療所、庁舎及び宿舍等を除く）
- ③ 土地区画整理事業等の施行として行う開発行為等（法第 29 条第 1 項 4 号～第 8 号）

* 手続きのフロー

開発行為許可(協議)・設計確認手続きの流れ



(開発許可申請等の手引きより)

* 窓口及び手引き、指導要綱

(窓口) 南アルプス市 建設部 都市計画課

(窓口) 中央市 産業建設部 まちづくり推進課

(手引き) 開発許可申請等の手引き 令和7年4月 山梨県

(指導要綱) 南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱 平成15年4月1日 南アルプス市

(指導要綱) 中央市開発行為指導要綱 平成27年3月31日 中央市

10.2.3 農地法に基づく農地転用に関する手続き

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

(山梨県 農地法関係業務 (農地転用許可制度) より)

* 概要

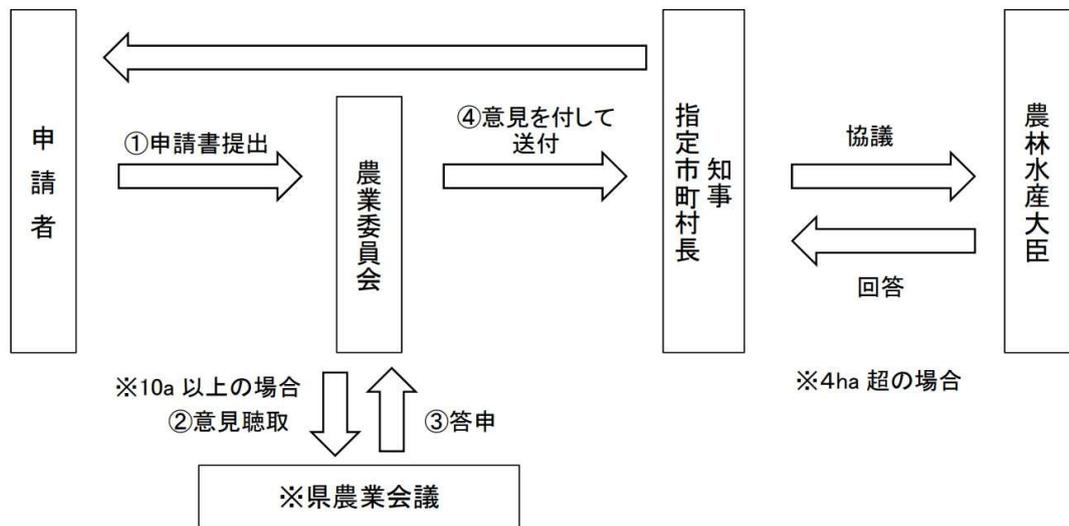
農地を農地以外のものにする場合または、農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、原則として県知事の許可を受ける必要があります。ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届出が必要です。

農地法	権利移動の内容	許可申請者	許可権者
第 4 条	自己の農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	県知事
第 5 条	農地を転用するため売買等を行う場合	売主又は貸主 (農地所有者) 買主又は借主 (転用事業者)	

※4ha 超の農地転用を県知事が許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議する。

(山梨県 農地法関係業務 (農地転用許可制度) より)

* 手続きのフロー



(山梨県 農地法関係業務 (農地転用許可制度) より)

* 申請窓口

南アルプス市内の農地の場合：南アルプス市農業委員会事務局

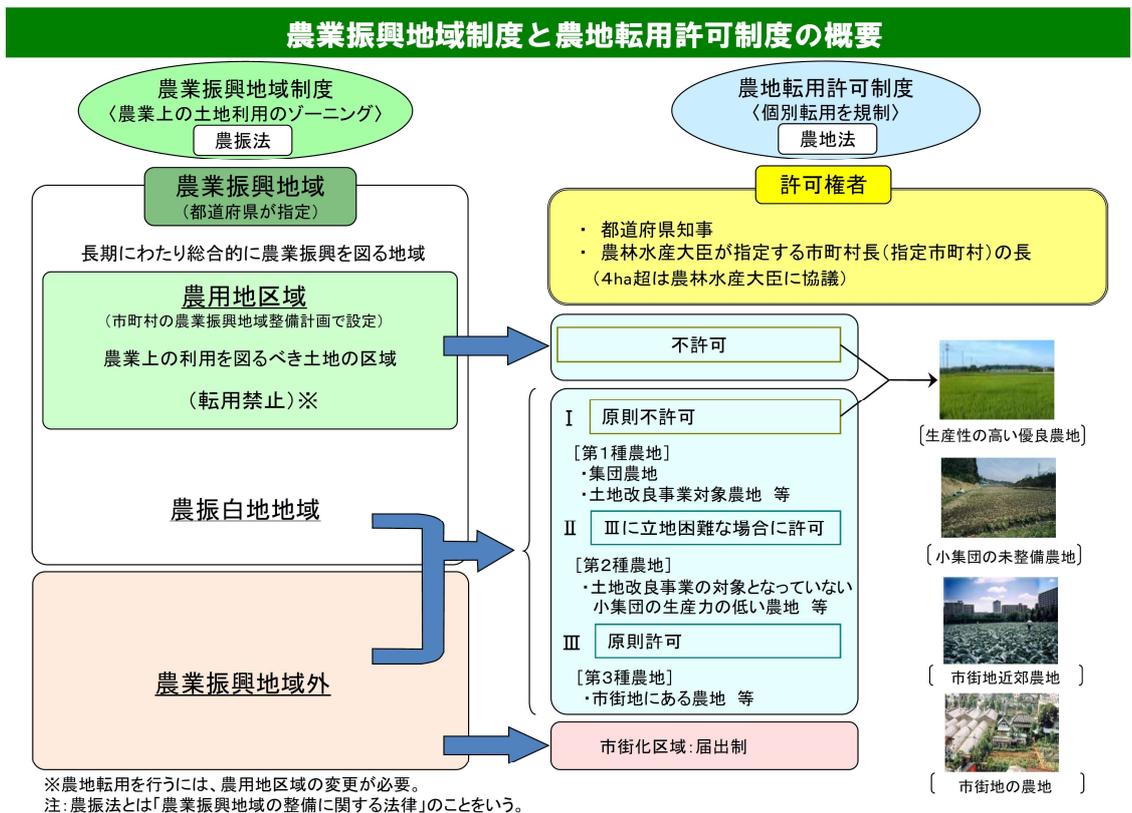
中央市内の農地の場合：中央市農業委員会事務局

10.2.4 農業振興地域の整備に関する法律

都道府県が長期にわたり総合的に農業振興を図る地域については、「農業振興地域」として指定することができます。指定された地域のうち、「農用地区域」については、当該区域から除外されない限り、農地転用が認められていません。また、その他の地域についても、転用するための要件が厳格に設定されています。

- * 農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2、第 17 条
- * 農用地区域からの除外要件は以下のとおり
- ・ 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- ・ 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外可能
 - ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - イ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - エ 土地改良施設の機能に影響を及ぼすおそれがないこと
 - オ 農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過していること

* 手続きのフロー



第11章 改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂概要
第 1 版	令和 7 年 6 月		初版発行 (使用する調整池容量計算システムは Ver2.1 R7.6 時点)